



# 大規模小売店舗立地法に係る届出の手引

兵庫県まちづくり部都市計画課  
令和8年2月

## はじめに

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）は、既存中小商業者への商業上の影響を理由として大規模小売店舗の出店を調整してきた「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」に代わり、大規模小売店舗の設置者が、大規模小売店舗の立地に伴う周辺的生活環境の保持のために、適正な「施設の配置及び運営方法」に配慮することを確保するための手続などを規定したものです。

大規模小売店舗の設置者に対しては、「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」の趣旨と内容を十分に理解した上で、大規模小売店舗の立地に伴う生活環境上の問題への対応について、施設の配置や運営方法について合理的な範囲内で配慮するよう求めています。

この手引では、必要な法令手続や県の運用基準のほか、様式の記載方法や添付図書の作成方法について記載しています。本書を御活用いただき、法令に対する理解を深めていただくことで、円滑な手続への一助となることを願っております。

### ○本書における略称

- 法　：大規模小売店舗立地法　（平成10年6月3日 法律第91号）
- 省　令：大規模小売店舗立地法施行規則  
（平成11年6月10日 通商産業省令第62号）
- 指　針：大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針  
（平成19年2月1日 経済産業省告示16号）
- 要　綱：兵庫県大規模小売店舗立地法運用要綱
- 条　例：大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例  
（平成17年3月28日 条例第40号）

# 目次

## 1 概要

- (1) 目的
- (2) 対象店舗
- (3) 届出が必要となる行為
- (4) 手続の流れ

## 2 配慮すべき事項

- (1) 指針による配慮事項
- (2) 駐車場の安全性の確保等に関するガイドライン
- (3) 既存店実績による必要駐車台数の算出方法等

## 3 新設の届出 (法第5条第1項)

- (1) 対象行為
- (2) 届出時期
- (3) 届出を行う者
- (4) 届出事項
- (5) 行為の制限
- (6) 必要書類
- (7) 関係規定

## 4 変更の届出 (法第6条第1項)

- (1) 対象行為
- (2) 届出時期
- (3) 届出を行う者
- (4) 届出事項
- (5) 必要書類
- (6) 関係規定

## 5 変更の届出 (法第6条第2項)

- (1) 対象行為
- (2) 届出時期
- (3) 届出を行う者
- (4) 届出事項
- (5) 行為の制限
- (6) 軽微な変更
- (7) 必要書類
- (8) 留意事項
- (9) 関係規定

## 6 法施行前に立地した既存大規模小売店舗に係る変更の届出 (法附則第5条第1項)

- (1) 対象行為
- (2) 届出時期
- (3) 届出を行う者
- (4) 届出事項
- (5) 行為の制限
- (6) 軽微な変更
- (7) 必要書類
- (8) 留意事項
- (9) 関係規定

## 7 承継の届出 (法第11条第3項)

- (1) 対象行為
- (2) 届出時期
- (3) 届出を行う者
- (4) 届出事項
- (5) 必要書類
- (6) 関係規定

## 8 廃止の届出 (法第6条第5項)

- (1) 対象行為
- (2) 届出時期
- (3) 届出を行う者
- (4) 届出事項
- (5) 必要書類
- (6) 留意事項
- (7) 関係規定

## 9 説明会の開催等 (法第7条第1項)

- (1) 開催場所
- (2) 回数
- (3) 公告方法
- (4) 掲示説明
- (5) 手続
- (6) 説明会が開催できない場合
- (7) 関係規定

## 10 手続一覧

## 11 記載例

- (1) 様式第1
- (2) 様式第2
- (3) 様式第3
- (4) 様式第4
- (5) 様式第7
- (6) 配布資料
- (7) 開催報告書

# 1 概要

## (1) 目的

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境の保持のため、大規模小売店舗を設置する者に対し、施設の配置及び運営方法について合理的な範囲内で配慮を求めています。

## (2) 対象店舗

大規模小売店舗

(一の建物であって、その建物内の店舗面積※の合計が1,000㎡を超えるもの)

※ 小売業（飲食店業を除き、物品加工修理業を含む）を行うための店舗の用に供される床面積

店舗面積に含まれる部分	含まれない部分
売場、ショーウインド、ショールーム等、サービス施設、物品の加工修理場のうち顧客から引受の用に直接供する部分	階段、エスカレーター、エレベーター、売場通路及び連絡通路、文化催場、休憩室、便所、外商事務室等、事務室、荷扱い所、食堂等

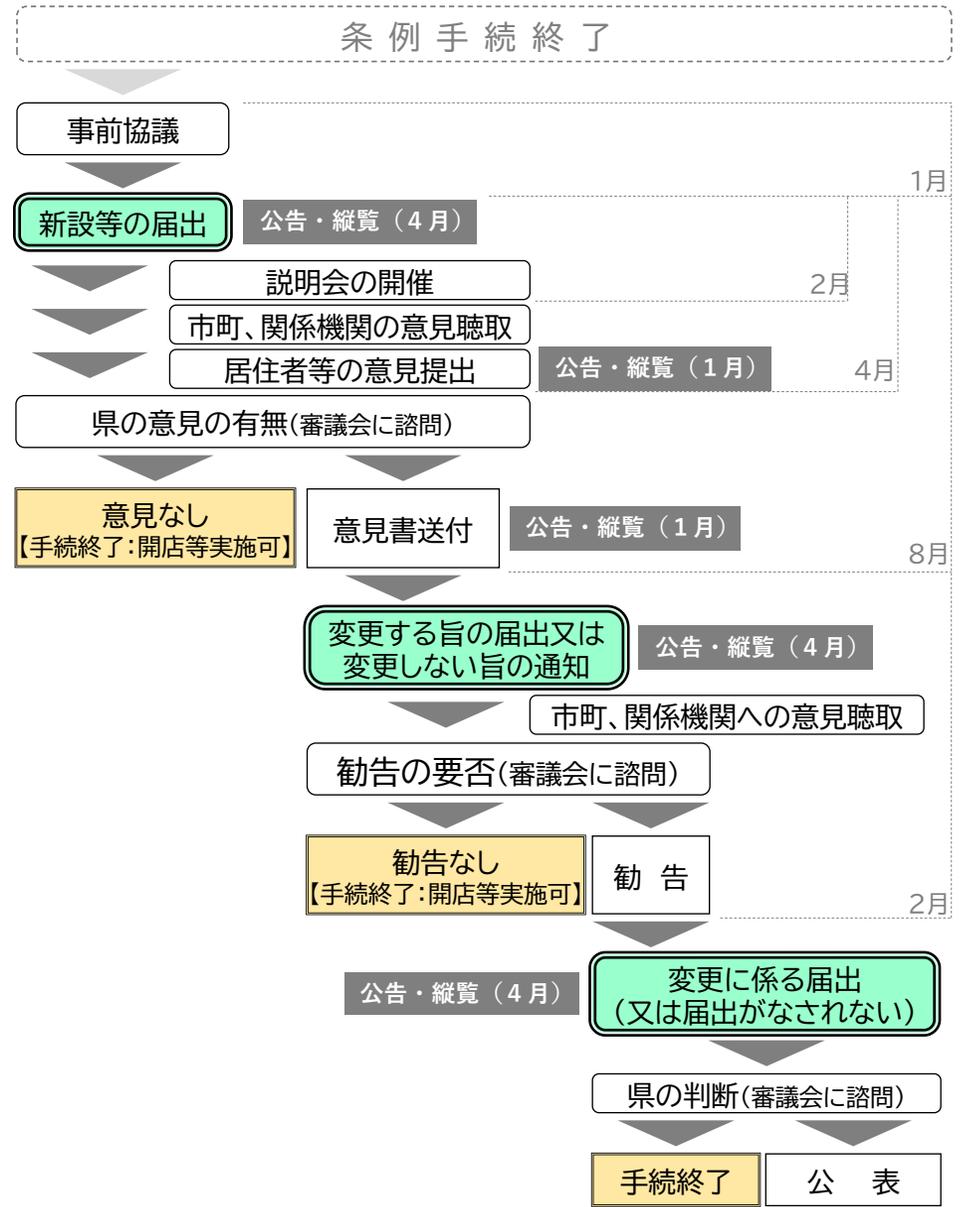
## (3) 届出が必要となる行為

大規模小売店舗を新設（設置）する者※は、下記行為を行う場合届出が必要となります。  
 ※ 建物の所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まない。

- ①大規模小売店舗の新設（増築や用途変更により大規模小売店舗となる場合を含む。）
- ②届出事項の変更
- ③地位の承継
- ④大規模小売店舗の廃止

## (4) 手続の流れ

※(3)①又は②に該当する場合



## ◆ 注意事項

### ■ 条例の手續

新築等を行う場合には、法手續の前に[大規模集客施設条例](#)の手續が必要となる場合が多いため、ご注意ください。

※ 条例手續は事前協議を含め4月以上の期間が必要

### ■ 事前協議

手續を円滑に進めるため、届出内容について事前に県の担当者と協議を行ってください。  
また、協議に際しては、事前に以下の関係機関と必要な事前調整を行ってください。

#### ● 交通協議

公安委員会（県警本部、所轄警察）や道路管理者（国、県、市町等）

#### ● 児童の安全

駐車場出入口が通学路に面する場合は、登下校する児童の安全に係る配慮について学校、教育委員会や地元自治会と交通誘導員の配置などの協議

#### ● 関係法令

大規模小売店舗の設置に関する法令を所管する機関

## 2 配慮すべき事項

### (1) 指針による配慮事項

大規模小売店舗の立地に関し、その周辺地域の生活環境の保持を通じた小売業の健全な発達を図る観点から、「[大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針](#)」が定められています。

設置者はこの指針で定められた事項を踏まえ、施設の配置及び運営方法を計画してください。

交通関係	駐車場の必要台数の確保	年間の平均的な休祭日（平日の来客数が休祭日よりも多くなる大規模小売店舗においては来客数が最大となる当該曜日）に必要な駐車台数の確保 等
	駐車場の位置及び構造等	<ul style="list-style-type: none"><li>・円滑な入出庫が可能な出入口の数及び位置の確保</li><li>・必要な駐車待ちスペースの確保</li><li>・駐車場の分散確保</li><li>・交通誘導員の配置 等</li></ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"><li>・適切な荷さばき施設の整備</li><li>・適切な来退店経路の設定</li><li>・平均的な休祭日に必要な駐輪台数の確保</li><li>・歩行者の通行の利便の確保 等</li></ul>
騒音関係	騒音問題への対応策 騒音の予測・評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・騒音に配慮した施設の配置・運営</li><li>・営業活動に伴って発生する騒音を抑制する対策</li><li>・店舗から発生する騒音全体についての予測・評価</li><li>・発生する騒音ごとの予測・評価（午後10時～午前6時）等</li></ul>
廃棄物関係		<ul style="list-style-type: none"><li>・廃棄物の減量化及びリサイクル活動の推進</li><li>・十分な保管容量の確保</li><li>・騒音や悪臭に配慮した施設確保</li><li>・適切な運搬頻度の確保 等</li></ul>
街並みづくり等関係		街並みづくり、照明等に対する配慮 等

# 2 配慮すべき事項

## ■ 県の運用基準

### A 必要駐車台数算定における自動車分担率の設定

指針二の1の(1)の①に規定する設置者が確保することを要する駐車場の必要台数を算定する際の自動車分担率は、指針の定めにかかわらず、商業地区にあっては次のとおりとします。

立地市町の行政人口 (万人)	駅からの距離：L (m)		商業地区		
			緩和対象地区※	その他	
100 以上	500	以上	—	30	
		未満		$7.5 + 0.045L$	
100 未満 40 以上	600	以上	40	40	
		未満	$17.8 + 0.037L$		
	500	以上	$11.3 + 0.05L$		$12.5 + 0.055L$
		未満			
40 未満 10 以上	500	以上	60	60	
		未満	$25 + 0.07L$		
	300	以上			$37.5 + 0.075L$
		未満			
10 未満	500	以上	60	70	
		未満	$25 + 0.07L$		
	300	以上			$40 + 0.1L$
		未満			

※緩和対象地区 下表に掲げる鉄道駅周辺の商業地区

鉄道会社名	駅名
西日本旅客鉄道	尼崎・立花・芦屋・明石・加古川・姫路 伊丹・川西池田・中山寺・宝塚・三田
阪急電鉄	園田・塚口・武庫之荘・伊丹・仁川・小林・逆瀬川 宝塚南口・宝塚・川西能勢口・中山観音・売布神社
阪神電気鉄道	杭瀬・尼崎・出屋敷
山陽電気鉄道	山陽明石・山陽姫路
神戸電鉄	三田



当該店舗への来客が鉄道を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合にのみ上記緩和を適用します。  
 なお、鉄道利用者が少なくバス等を主要な公共交通手段として利用すると見込まれる場合には、バスターミナル等バス路線が相当数集中する地点を駅とみなし上表を適用することが可能です。

## 2 配慮すべき事項

### B 騒音予測に係る評価方法

騒音予測・評価に当たっての取扱いは次のとおりとします。

#### ■地域の類型・区域区分

工業専用地域の一部及び臨港地区等を除く全域が規制する地域に指定されているため、地域の類型・区域の区分については各市町公害担当課で必ず確認してください。

#### ■評価基準値

①総合的な騒音の評価に係る基準値 騒音に係る環境基準（平成10年 環境庁告示 第64号）

地域の類型	基準値 (dB)	
	昼 間	夜 間
A A	50	40
A	55	45
B		
C	60	50

#### 【備考】

- 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

# 2 配慮すべき事項

②発生する騒音ごとの評価に係る基準値 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準（昭和43年厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第1号）

区域の区分	基準値 (dB)
	夜 間
第一種	40
第二種	45
第三種	50
第四種	60

**【備考】**

- 1 夜間とは、午後10時から翌日の午前6時までとする。
- 2 第一種区域とは、良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域をいう。
- 3 第二種区域とは、住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域をいう。
- 4 第三種区域とは、住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。
- 5 第四種区域とは、主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域をいう。

### ■学校等が近接する場合の取扱い

第二種、第三種又は第四種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホーム、幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5 dBを減じた値とします。



### ■反射音の影響

騒音予測においては騒音源から予測地点に直接到達する音（直接音）だけではなく、建物壁面等にぶつかり反射して届く音（反射音）の影響も踏まえて評価を行ってください。

（例：予測値が基準値を3 dB以上下回るため、反射音を考慮しても基準を満足すると考える。）

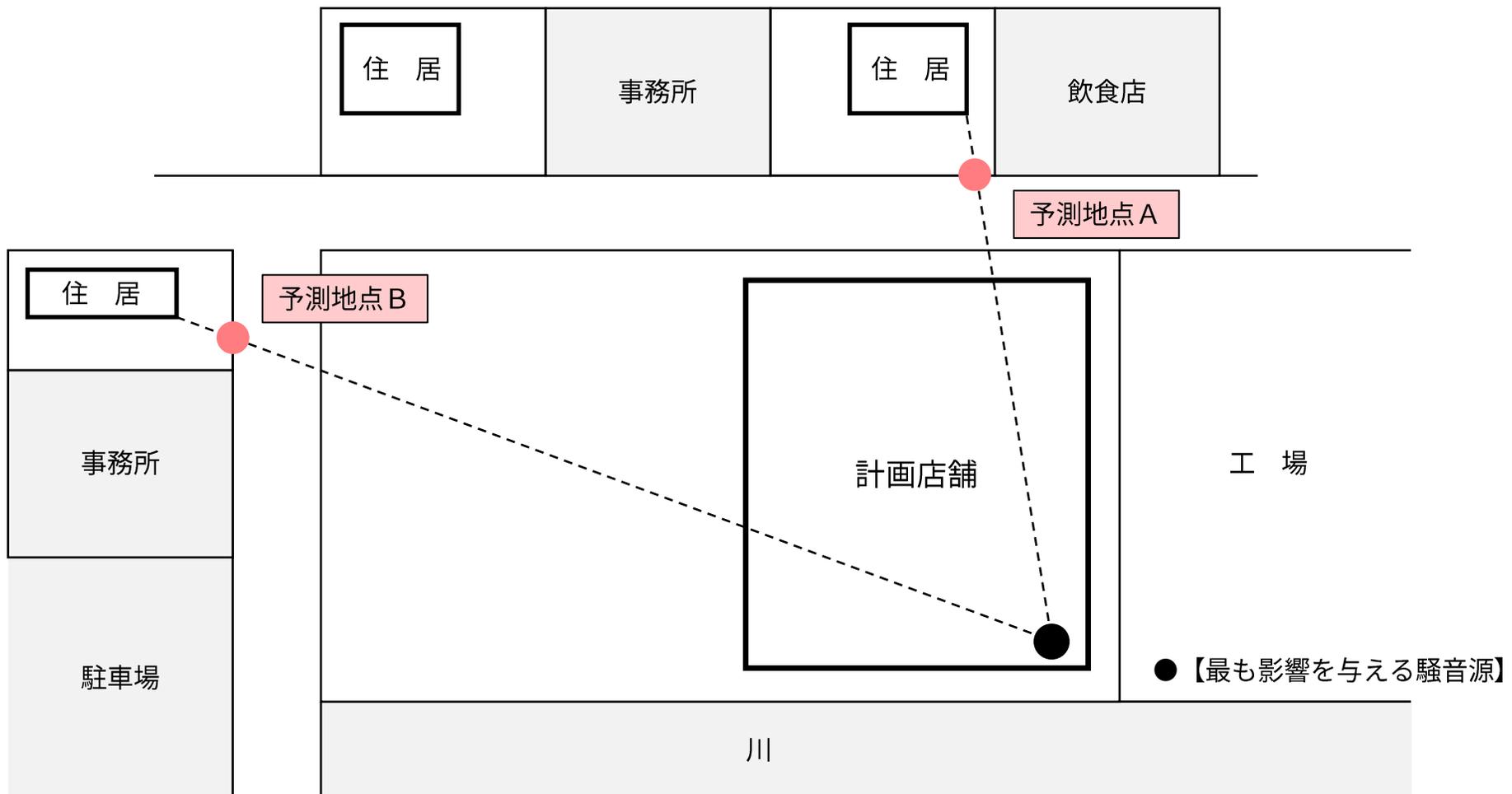


# 2 配慮すべき事項

■予測地点 予測地点の設定方法は、原則次のとおりとします。

## ①総合的な騒音の評価

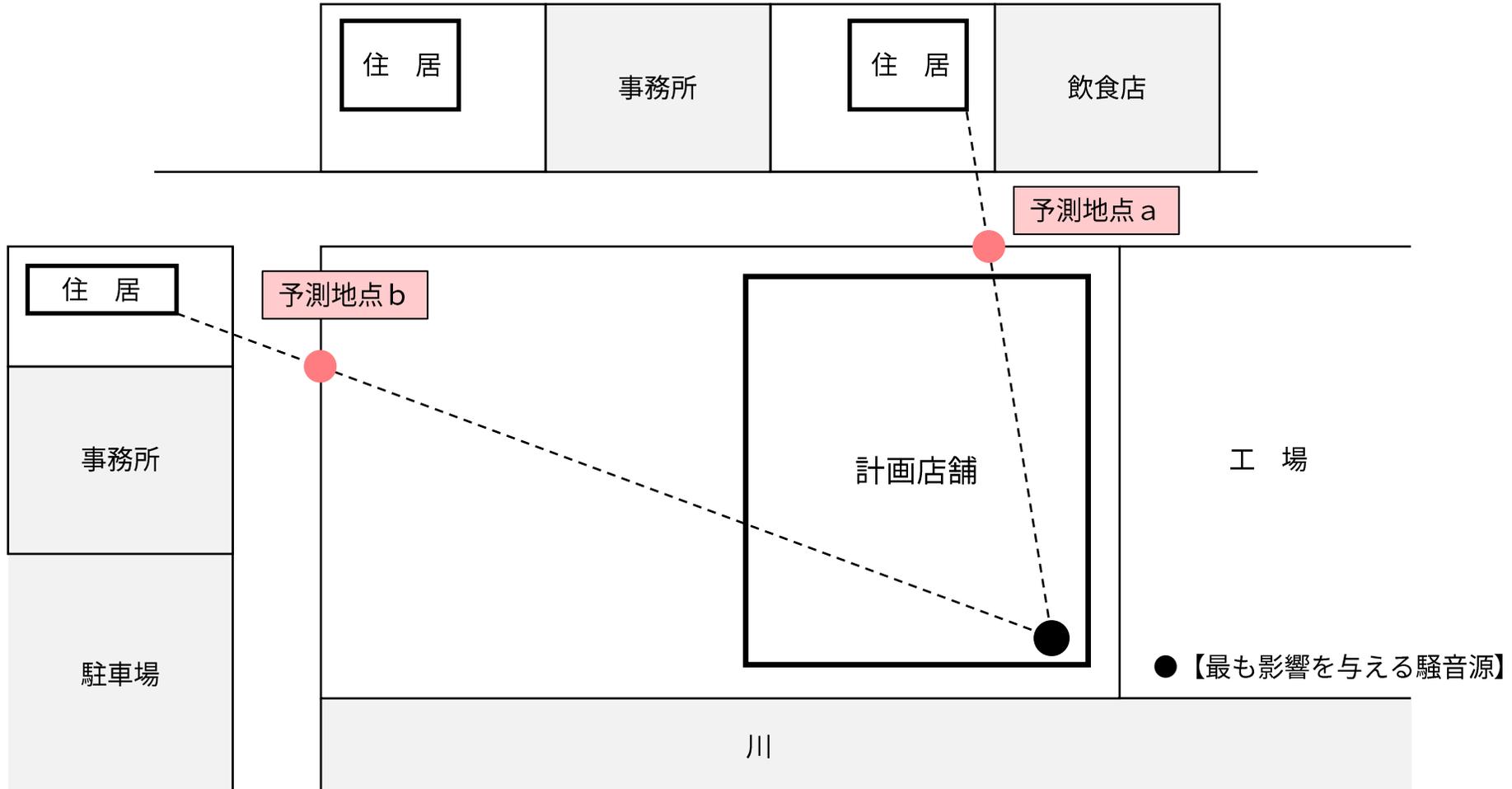
【最も影響を与える騒音源】と【最も近い住居等の壁面】を平面上の線で結び、【住居等の敷地境界線】と交わる点を予測地点とします。



# 2 配慮すべき事項

## ②発生する騒音ごとの評価

【最も影響を与える騒音源】と【最も近い住居等の壁面】を平面上の線で結び、【計画店舗の敷地境界線】と交わる点を予測地点とします。

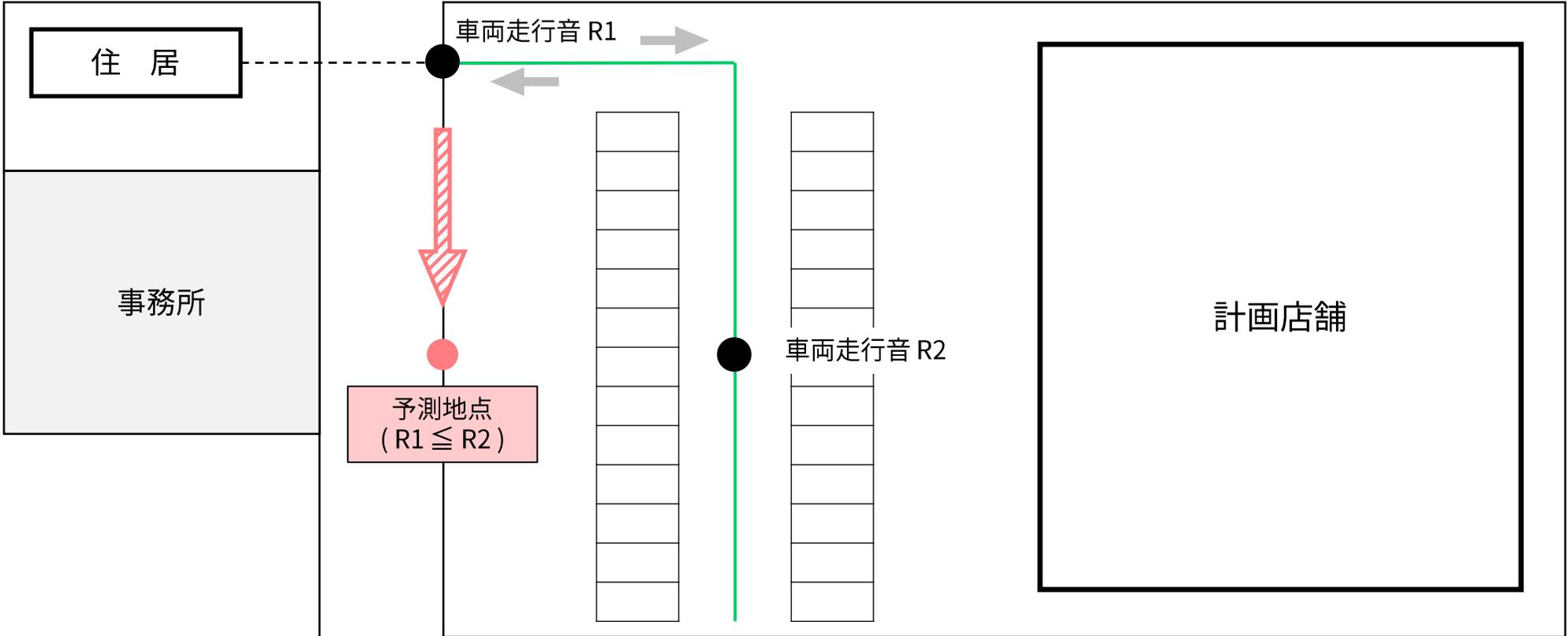


# 2 配慮すべき事項

## ※ 駐車場出入口の取扱い

駐車場出入口付近に住居等がある場合、進入路部分の車両走行音を【最も影響を与える騒音源】として予測地点を設定すると、騒音源から予測地点までの距離が0 mに近い数値となることから、正しい騒音予測が困難となります。  
このような場合は、【進入路部分での車両走行音による騒音レベル】 ≤ 【他の音源による騒音レベル】となる点まで敷地境界線上で予測地点を移動させることとします。

参考：大規模小売店舗から発生する騒音予測の手引き（第2版）参考資料編 P64



● 【最も影響を与える騒音源】

## 2 配慮すべき事項

### (2) 駐車場内の安全性の確保等に関するガイドライン

大規模集客施設※に設置される自走式の来客用駐車場を対象に「[大規模集客施設における駐車場内の安全性の確保等に関するガイドライン](#)」を定め、安全で誰もが利用しやすい駐車場を整備するための基本的な方向性や駐車場内の安全性の確保等を行う際の配慮事項を定めています。計画に当たっては、当ガイドラインを確認し、安全面等に十分配慮してください。

※大規模集客施設…物販店、飲食店又は映画館等の床面積が1,000㎡を超えるもの

#### ガイドラインにおける基準の概要

項目	主な内容
駐車場出入口	駐車場出入口の間口の長さ、視認性の確保、入庫ゲートまでの距離
車路	路面表示等による誘導、分かりやすいレイアウト、退店方面の表示
駐車マス等	駐車マスの大きさ、障害者等用駐車マスの複数設置と適切な配置
歩行者通路	歩行者通路の幅員、自転車利用者への配慮、複数棟間の動線への配慮
その他	防護柵の設置、搬出入車両の通行時の安全確保、照明施設の設置



## 2 配慮すべき事項

### (3) 既存店実績による必要駐車台数の算出方法等

設置者は、年間の平均的な休祭日（平日の利用が休祭日より多い場合又は多くなることが想定される場合は平日。以下同じ。）のピーク1時間に予想される来客の自動車台数を基本として、指針で示された計算式により必要な駐車台数を確保（借上げ、公共駐車場の利用等を含む。）する必要がありますが、指針による計算式を一律に適用することが適当でない場合は、既存類似店のデータ等、明確な根拠を示して他の方法により算定することも可能であるとされています。

特に、現に運営している大規模小売店舗について、駐車場の収容台数を変更する（減少させる）届出を行う場合は、その店舗での利用実績を正確に把握することが可能であることから、次のとおり考え方を示します。

また、特約駐車場をその店舗の駐車場として届け出る際の考え方、届出に係る駐車場が隔地駐車場となる場合の留意事項についてもご確認ください。

#### A 現に運営している大規模小売店舗の駐車場の収容台数を減少させる場合の考え方

次の **a** 又は **b** のいずれかの実績調査・算定方法とします。

	実績調査方法		算定方法
	調査期間	調査項目	
a	1年間	1時間ごとの駐車台数	1時間ごとの駐車台数の年間最大数（台/時間）
b	休祭日を含む3日間	1時間ごとの駐車台数	各調査日ごとの下記計算結果の最大値 ① × ② ÷ ③
	1年間	1日ごとの来客数	

※上表は変更の届出を行う場合について考え方を示したものです。

ただし、上表を参考として、周辺の状況や店舗規模が近似している店舗の実績を利用し、新設の届出を行うことを妨げるものではありません。

# 2 配慮すべき事項

## B 特約駐車場の届出台数の考え方

特約駐車場は、特定の店舗への来店者のみが利用する駐車場ではありません。そのため、大規模小売店舗の新設・変更の届出において、特約駐車場を届出に係る駐車場とする場合は、その特約駐車場の現況の利用状況を調査の上、**以下cにより算定した数値を届出台数の上限**とし、確実に利用できる台数のみを届け出てください。

	実績調査方法		算定方法
	調査期間	調査項目	
c	休祭日を含む3日間	1時間ごとの駐車台数	総区画数 - ① ①：ピーク1時間の駐車台数の平均値（台/時間）

### 特約駐車場

特定の施設や店舗が提携・契約により確保された駐車場のこと。利用者が店舗等でサービスを受ける際、補助券を受け取り、駐車場を一定時間無料又は割引料金で利用できる仕組みが一般的である。

店舗用の駐車マスが設定されておらず、店舗利用者による駐車台数を調査できないため、補助券の利用枚数により駐車実績を確認し、必要台数を算出する。

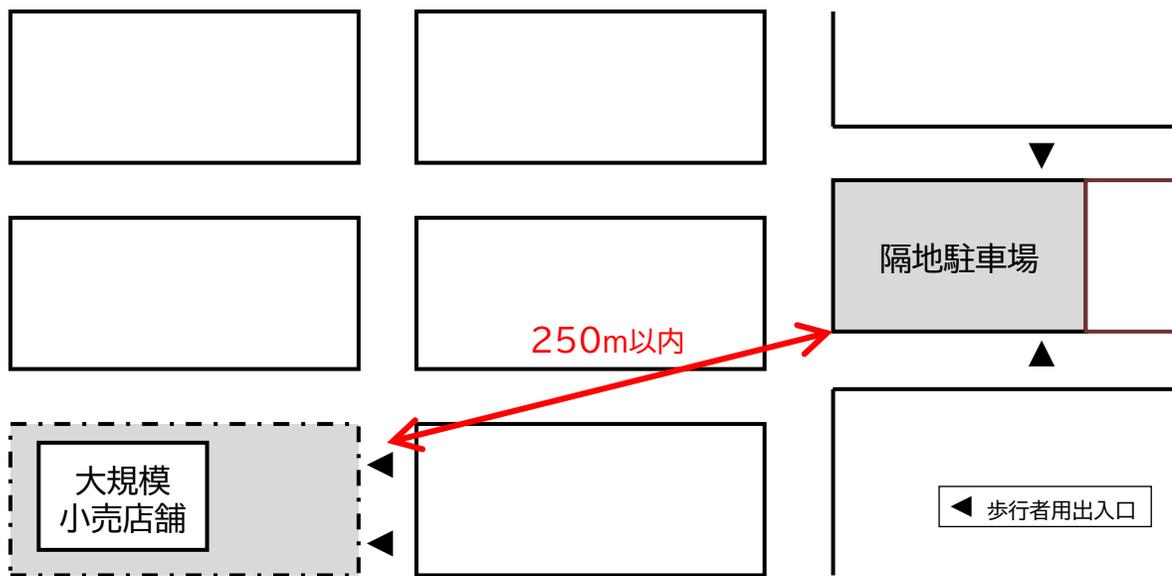


## 2 配慮すべき事項

### C 隔地駐車場の位置

隔地駐車場を大規模小売店舗の届出に係る駐車場とする場合は、**店舗敷地の歩行者用出入口と隔地駐車場の敷地の直線距離は概ね250m以下かつ市町の附置義務条例等に定められた基準を満たすもの**とすること。

なお、隔地駐車場は、店舗敷地の歩行者用出入口と相互に位置関係の把握が容易で、その経路が極端な廻り道とならない位置において確保するよう留意してください。



#### 隔地駐車場

店舗の敷地と道路を隔てて位置するなど離れた場所に確保された駐車場のこと。設置者の自己所有の駐車場である場合のほか、借上げ駐車場や特約駐車場である場合もある。

### D その他留意事項

大規模小売店舗の新設・変更の届出において、借上げ駐車場や特約駐車場を届出に係る駐車場とする場合、**予期せぬ契約の変更や解消などにより変更届出の手続を行う暇なく実質的に駐車場の収容台数が減少する事態が生じないよう注意が必要**である。

そのような事態に陥ることを防止するため、設置者において十分な対策を講じること。

#### 借上げ駐車場

店舗の敷地と一体でない駐車場で、賃貸借契約等により確保された駐車場

## 3 新設の届出（法第5条第1項）

### (1) 対象行為

大規模小売店舗を新設する場合に新設届出書の提出が必要となります。

*新設…新設建物の新築、増築の有無を問わず、店舗面積が1,000㎡を超える場合*

- 【例】**
- ・ 全く新しい建物を建設して店舗面積が基準面積を超える場合
  - ・ 既存の建物を増築し、その店舗面積が増加することで基準面積を超える場合
  - ・ 既存の建物は何ら増築しなくとも、その全部又は一部の用途を変更し、店舗面積が基準面積を超える場合

### (2) 届出時期

開店予定日の8月前

### (3) 届出を行う者

大規模小売店舗の新設をする者

*新設する者…当該建物所有者をいい、賃借権、使用借権を有する者等は含まない。*

#### ■区分所有の取扱い

- 建物が区分所有されている場合であっても、当該建物における店舗面積が基準面積を超えるときは、各区分所有者は「新設をする者」としてそれぞれ届出を行わなければなりません。  
ただし、各区分所有者の全員が共同して、又は一部が共同して届出を行うことができます。
- 区分所有者の中に、新設後における自分の所有に係る建物の部分に店舗がない者（例えばマンション所有者）は「新設をする者」には含まれず届出の必要はありません。
- 自分の所有に係る建物の部分に店舗がある者は、新設のときに自分の所有に係る建物の部分に増築等の工事を行わなくても「新設をする者」に含まれ、届出をしなければなりません。

### 3 新設の届出（法第5条第1項）

#### (4) 届出事項

大分類		小分類	
大規模小売店舗の名称及び所在地	法第5条第1項第1号	-	
設置する者及び小売業を行う者	法第5条第1項第2号	氏名又は名称	
		住所	
		法人にあっては代表者の氏名	
新設をする日	法第5条第1項第3号	-	
店舗面積の合計	法第5条第1項第4号	-	
施設の配置に関する事項	法第5条第1項第5号	駐車場の位置及び収容台数	規則第3条第1項第1号
		駐輪場の位置及び収容台数	規則第3条第1項第2号
		荷さばき施設の位置及び面積	規則第3条第1項第3号
		廃棄物等の保管施設の位置及び容量	規則第3条第1項第4号
運営方法に関する事項	法第5条第1項第6号	開店時刻及び閉店時刻	規則第3条第2項第1号
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	規則第3条第2項第2号
		駐車場の自動車の出入口の数及び位置	規則第3条第2項第3号
		荷さばきを行う時間帯	規則第3条第2項第4号

#### (5) 行為の制限

届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ当該届出に係る大規模小売店舗を開店（新設）してはいけません。

ただし、法第8条第4項に基づき、意見を有しない旨の通知を受けた場合を除きます。

*新設…大規模小売店舗が開店し、実際に小売業が行われること。*

#### ■ 期間計算

- ・届出の日は、提出先に到達した日（受理日）となります。
- ・期間計算は、届出日の翌日から起算します。
- ・期間の満了日は、起算日に相当する日の前日となりますが、最後の月に応当日がないときはその月の末日となります。

##### 計算例1

届出日	起算日	応答する日	満了日
6月1日	6月2日	2月2日	2月1日

##### 計算例2

届出日	起算日	応答する日	満了日
6月29日	6月30日	2月30日	2月28日

### 3 新設の届出（法第5条第1項）

#### (6) 必要書類

※ 登記事項証明書について、県では令和8年2月より登記情報連携システムの活用を開始し、登記情報を直接確認することが可能となったことから、添付不要としています。

名 称				様 式	名 称				様 式	
1	届出書	大規模小売店舗届出書		様式第1	14	添付書類	計画概要書		概要書	
2	別添1	建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面		参考様式	15		<del>登記事項証明書（設置者が法人の場合）</del>		証明書	
3	別添2	主として販売する物品の種類			16		住民票の写し （設置者が個人で住民基本台帳ネットワークにより本人確認できないとき）		住民票	
4	別添3	必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠			17		委任状（代理者が業務を行う場合）		任意	
5	別添4	駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項			18		駐車場ガイドラインチェックリスト		チェックリスト	
6	別添5	経路の設定等			19		駐車場法チェックリスト			
7	別添6	荷さばき施設の整備等			20		図 面	位置図		任意
8	別添7	騒音問題に対応するための対応策			21			周辺見取図		
9	別添8	平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠			22			配置図		
10	別添9	夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠			23	各階平面図				
11	別添10	廃棄物等の保管のための施設容量の確保等			24	立面図				
12	別添11	廃棄物等の運搬・処理等の計画			25	交通検討に関する図面				
13	別添12	その他の指針関連事項			26	騒音予測に関する図面				

## 3 新設の届出（法第5条第1項）

### （7）関係規定

（大規模小売店舗の新設に関する届出等）

**法第5条** 大規模小売店舗の新設（建物の床面積を変更し、又は既存の建物の全部若しくは一部の用途を変更することにより大規模小売店舗となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し又は供させるためその建物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し又は供させるためその建物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、次の事項を当該大規模小売店舗の所在地の属する都道府県（以下単に「都道府県」という。）に届け出なければならない。

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - 三 大規模小売店舗の新設をする日
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
  - 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
  - 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項であって、経済産業省令で定めるもの
- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
  - 3 都道府県は、第1項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から4月間縦覧に供しなければならない。
  - 4 第1項の規定による届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る大規模小売店舗の新設をしてはならない。

（届出の方法）

**令第3条** 法第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出は、当該新設をする者がするものとする。この場合において、その者が2人以上である場合には、これらの者の全部又は一部が共同してすることができる。

## 3 新設の届出（法第5条第1項）

（大規模小売店舗の新設に関する届出）

**規則第3条** 法第5条第1項第5号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 駐車場の位置及び収容台数
- 二 駐輪場の位置及び収容台数
- 三 荷さばき施設の位置及び面積
- 四 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

2 法第5条第1項第6号の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
- 二 来客が駐車場を利用することができる時間帯

三 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

- 四 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

3 法第5条第1項の規定による届出は、様式第1の届出書を提出してしなければならない。

（大規模小売店舗の新設に関する届出の添付書類）

**規則第4条** 法第5条第2項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。ただし、都道府県は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の7第4項、第5項、第6項又は第30条の8第1項の規定により法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者に係る住民基本台帳法第30条の5第1項に規定する本人確認情報を利用することができないとき、又は当該情報の提供を受けることができないときは、法第5条第1項、第6条第2項、第8条第7項、第9条第4項又は附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の届出をしようとする者が個人である場合には、住民票の写しを提出させることができる。

- 一 法人にあってはその登記事項証明書
- 二 主として販売する物品の種類
- 三 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
- 四 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
- 五 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項
- 六 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法
- 七 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
- 八 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面
- 九 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面
- 十 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠
- 十一 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠
- 十二 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠

2 前項第4号、第5号及び第10号から第12号までに掲げる予測は、一般的な技術水準を勘案して合理的と認められる手法により行うものとする。

## 4 変更の届出（法第6条第1項）

### (1) 対象行為

既に新設の届出を行った大規模小売店舗について下記変更があった場合に  
変更届出書の提出が必要となります。

大 分 類		小 分 類
大規模小売店舗の 名称及び所在地	法第5条 第1項第1号	-
設置する者及び 小売業を行う者	法第5条 第1項第2号	氏 名又は名 称
		住 所
		法人にあっては代表者の氏名

### (2) 届出時期

変更後遅滞なく

### (3) 届出を行う者

大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

※ 新設する者とは、小売業を行うため、大規模小売店舗の新設手続中の者及び増築により基準面積を超える店舗を設置する者をいう。

### (4) 届出事項

変更内容

### (5) 必要書類

名 称			様 式
1	届出書	変更届出書	様式第2
2	添付書類	登記事項証明書の原本又は写し※ (設置者が法人の場合)	証明書
3		住民票の写し※ (設置者が個人で住民基本台帳ネットワークにより 本人確認できない場合)	住民票
4		委任状（代理者が業務を行う場合）	任 意

※ 設置者の変更に応ずる場合のみ必要

### (6) 関係規定

(変更の届出)

法第6条 前条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第1号又は第2号に掲げる事項の変更があったときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

2 (略)

3 前条第2項の規定は前項の規定による届出に、同条第3項の規定は前2項の規定による届出について準用する。

4～6 (略)

(大規模小売店舗の新設に関する届出等)

法第5条

3 都道府県は、第1項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から4月間縦覧に供しなければならない。

# 5 変更の届出 (法第6条第2項)

## (1) 対象行為

既に新設の届出を行った大規模小売店舗について右記変更を行う場合に  
変更届出書の提出が必要となります。  
ただし、下記変更該当する場合を除きます。

### ■届出が不要な変更

#### ① 一時的な変更

店舗側の自己都合ではなく通常予測することが困難な状況変化に対応するため、あるいは特別な地域行事等が行われる時期において対応を図るための臨時的な変更を指します。

- 【例】
- ・ 事故や災害時における施設の位置や開閉店時刻の変更
  - ・ 特別な地域行事が行われる時期における開閉店時刻の変更
  - ・ 店舗付近の道路工事に伴う駐車場の出入口の位置の変更

#### ② 下記に掲げる変更

- ・ 新設をする日の繰下げ
- ・ 新設をする日の繰上げ  
(県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合)
- ・ 店舗面積の合計の減少
- ・ 店舗面積の合計を増加させるもの  
(増加後の店舗面積の合計が、直近の届出による店舗面積の合計【基礎面積】に **1,000㎡** 又は **基礎面積の一割に相当する面積** のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの)
- ・ 駐車場の収容台数の増加
- ・ 駐輪場の収容台数の増加
- ・ 荷さばき施設の面積の増加
- ・ 廃棄物等の保管施設の容量の増加させるもの
- ・ 開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げ

○：対象 △：場合により対象 ×：対象外 -：届出不要

変更内容		変更 手続	8月 制限	軽微 変更	掲示 説明		
新設をする日	繰上げ	△	○	×	×		
	繰下げ	-					
店舗面積の合計	増加	△	○	×	×		
	減少	-					
施設の 配置	駐車場	位置	○	○	○	-	
		収容 台数	増加	-			
	減少		○	○	×	○	
	駐輪場	位置	○	○	○	×	
		収容 台数	増加	-			
	減少		○	○	×	○	
	荷さばき 施設	位置	○	○	○	×	
		面積	増加	-			
減少	○		○	×	○		
廃棄物等の 保管施設	位置	○	○	○	×		
	容量	増加	-				
減少		○	○	×	○		
施設の 運営方法	開店時刻	繰上げ	○	×	×	○	
		繰下げ	-				
	閉店時刻	繰上げ	-				
		繰下げ	○	×	×	○	
	来客が駐車場を利用する ことができる時間帯		○	×	×	○	
	駐車場の 自動車の出入口	数	増加	○	×	×	○
			減少	○	×	×	○
	位置		○	×	×	○	
荷さばきを行う時間帯		○	×	×	○		

## 5 変更の届出（法第6条第2項）

### (2) 届出時期

変更予定日の8月前まで  
（施設の運営方法の変更の場合、当該変更前）

### (3) 届出を行う者

大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

### (4) 届出事項

変更内容

### (5) 行為の制限

以下の事項について変更の届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ当該届出に係る変更ができません。

- ・新設をする日
- ・店舗面積の合計
- ・施設の配置に関する事項

ただし、**県から意見を有しない旨の通知を受けた場合**又は**軽微な変更**に該当する場合を除きます。

### (6) 軽微な変更

店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと認められるものについては、軽微な変更として行為の制限がかからないほか、一部手続が省略されます。

詳細は「[法第6条第4項ただし書に係る軽微な変更の取扱いについて](#)」を確認してください。

### (7) 必要書類

名 称		様 式	
1	届出書	変更届出書 様式第3	
2	添付書類	位置図	任 意
3		周辺見取図	
4		配置図	
5		各階平面図	
6		変更に係る図書（図面については変更前後）	—
7		計画概要書	概要書
8		委任状（代理者が業務を行う場合）	任 意

### (8) 留意事項

駐車場出入口の運用変更についても届出が必要となりますので注意してください。（例：出口から入口への変更、出入口から出口への変更）

## 5 変更の届出（法第6条第2項）

### (9) 関係規定

（変更の届出）

法第6条（略）

- 2 前条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、当該届出に係る同項第3号から第6号までに掲げる事項の変更があるときは、当該大規模小売店舗を新設する者又は設置している者は、あらかじめ、その旨を都道府県に届け出なければならない。ただし、経済産業省令で定める変更については、この限りでない。
- 3 前条第2項の規定は前項の規定による届出に、同条第3項の規定は前2項の規定による届出について準用する。
- 4 前条第1項第3号から第5号までに掲げる事項に係る第2項の規定による届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。ただし、経済産業省令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 5・6（略）

（大規模小売店舗の新設に関する届出等）

法第5条

- 2 前項の規定による届出には、経済産業省令で定める事項を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 都道府県は、第1項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、速やかに、同項各号に掲げる事項の概要、届出年月日及び縦覧場所を公告するとともに、当該届出及び前項の添付書類を公告の日から4月間縦覧に供しなければならない。

規則第7条 法第6条第2項の経済産業省令で定める変更は、一時的な変更又は次の各号に掲げるものとする。

- 一 大規模小売店舗の新設をする日の繰下げを行うもの
  - 二 都道府県が法第8条第4項の規定により意見を有しない旨を通知した場合において、大規模小売店舗の新設をする日の繰上げを行うもの
  - 三 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させるもの
  - 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を増加させるものであって、増加後の店舗面積の合計が、次のイ又はロに掲げる場合に応じ当該イ又はロに掲げる店舗面積の合計（以下「基礎面積」という。）に1,000平方メートル又は基礎面積の1割に相当する面積のいずれか小さい面積を加えた面積を超えないもの
    - イ 法第5条第1項の規定による届出をしている場合であって、法第6条第2項の規定による届出をしていないとき 当該届出に係る店舗面積の合計
    - ロ 法第6条第2項の規定による届出をしている場合 当該届出に係る店舗面積の増加をした後の店舗面積の合計
  - 五 駐車場又は駐輪場の収容台数を増加させるもの
  - 六 荷さばき施設の面積を増加させるもの
  - 七 廃棄物等の保管施設の容量を増加させるもの
  - 八 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻の繰下げ又は閉店時刻の繰上げを行うもの
- 2 法第6条第2項の規定による届出は、様式第3の届出書を提出してしなければならない。

（軽微な変更）

規則第8条 法第6条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

# 6 法施行前に立地した既存大規模小売店舗に係る変更の届出 (法附則第5条第1項)

**(1) 対象行為** 法施行前※に立地した大規模小売店舗が最初に右記変更を行う場合に変更届出書の提出が必要となります。

※ H12.6.1以前

**(2) 届出時期**

変更予定日の8月前まで(施設の運営方法の変更の場合、当該変更前)

**(3) 届出を行う者**

大規模小売店舗を新設する者又は設置している者

**(4) 届出事項**

変更内容及び以下の事項で当該変更に係るもの以外のもの

大分類	小分類
大規模小売店舗の名称及び所在地	-
設置する者及び小売業を行う者	氏名又は名称
	住所
	法人にあっては代表者の氏名
店舗面積の合計	-
施設の配置に関する事項	駐車場の位置及び収容台数
	駐輪場の位置及び収容台数
	荷さばき施設の位置及び面積
	廃棄物等の保管施設の位置及び容量
運営方法に関する事項	開店時刻及び閉店時刻
	来客が駐車場を利用することができる時間帯
	駐車場の自動車の出入口の数及び位置
	荷さばきを行う時間帯

○:対象 △:場合により対象 -:対象外

変更内容		変更 手続	8月 制限	軽微 変更	揭示 説明		
店舗面積の合計	増加	○	○	-	-		
	減少	○	○	○	-		
施設の 配置	駐車場	位置	○	○	○	-	
		収容 台数	増加	○	○	-	○
	減少		○	○	-	○	
	駐輪場	位置	○	○	○	-	
		収容 台数	増加	○	○	-	○
	減少		○	○	-	○	
荷さばき 施設	位置	○	○	○	-		
	面積	増加	○	○	-	○	
減少		○	○	-	○		
廃棄物等の 保管施設	位置	○	○	○	-		
	容量	増加	○	○	-	○	
減少		○	○	-	○		
施設の 運営方法	開店時刻	繰上げ	○	-	-	○	
		繰下げ	○	-	-	○	
	閉店時刻	繰上げ	○	-	-	○	
		繰下げ	○	-	-	○	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		○	-	-	○	
	駐車場の 自動車の出入口	数	増加	○	-	-	○
			減少	○	-	-	○
	位置		○	-	-	○	
荷さばきを行う時間帯		○	-	-	○		

## 6 法施行前に立地した既存大規模小売店舗に係る変更の届出（法附則第5条第1項）

### (5) 行為の制限

下記事項に係る変更の届出をした者は、当該届出の日から8月を経過した後でなければ当該届出に係る変更ができません。

- ・店舗面積の合計
- ・施設の配置に関する事項

ただし、県から意見を有しない旨の通知を受けた場合又は軽微な変更該当する場合を除きます。

### (6) 軽微な変更

店舗に附属する施設の位置の変更又は店舗面積の合計を減少させる変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと認められるものについては、軽微な変更として行為の制限がかからないほか、一部手続が省略されます。

詳細は「[法第6条第4項ただし書に係る軽微な変更の取扱いについて](#)」を確認してください。

### (7) 必要書類

名 称		様 式	
1	届出書	大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書 様式第8	
2		変更に係る図書（図面については変更前後） —	
3	添付書類	計画概要書 概要書	
4		委任状（代理者が業務を行う場合） 任 意	
5		位置図	任 意
6		周辺見取図	
7	図 面	配置図	
8		各階平面図	
9		立面図	

### (8) 留意事項

この届出は法第5条第1項の新設の届出とみなされるため、当該届出以降の変更・承継については法手続が必要となります。

## 6 法施行前に立地した既存大規模小売店舗に係る変更の届出（法附則第5条第1項）

### (9) 関係規定

- 法附則第5条 この法律の施行の際現に大規模小売店舗を設置している者は、当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更であってこの法律の施行の日以後最初に行われるもの（この法律の施行の日から8月を経過する日までの間に、旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより店舗面積の合計がこの法律の施行の日における店舗面積の合計を超えることとなる大規模小売店舗については、その営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるもの）をしようとするときは、その旨及び第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で当該変更に係るもの以外のものを都道府県に届け出なければならない。
- 2 旧法第3条第2項又は第3項の規定による公示に係る建物であって、この法律の施行前に旧法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第2項の規定による届出をした者がこの法律の施行の日から8月を経過する日までの間に、当該届出に係る営業の開始又は店舗面積の増加をすることにより大規模小売店舗に該当することとなるものの新設をする者については、第5条第1項の規定は、適用しない。
- 3 第1項の規定は、前項の大規模小売店舗を設置する者が、当該大規模小売店舗について第5条第1項第4号から第6号までに掲げる事項の変更であって前項の規定による営業の開始又は店舗面積の増加の日以後最初に行われるものをしようとする場合について準用する。
- 4 第1項（前項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による変更に係る事項の届出は、第6条第2項の規定による届出とみなす。
- 5 第1項の規定による届出のうち変更に係る事項以外のものの届出は、第6条第1項及び第2項、第10条第1項並びに第11条の規定の適用については、第5条第1項の規定による届出とみなす。

規則附則2 法附則第5条第4項の規定により法第6条第2項の規定による届出とみなされる法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る変更を行う場合における第8条の規定の適用については、同条中「店舗に附属する施設の位置の変更」とあるのは、「一時的な変更、店舗に附属する施設の位置の変更又は大規模小売店舗内の店舗面積の合計を減少させる変更」とする。

（軽微な変更）

規則第8条 法第6条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更は、店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと都道府県が認めるものとする。

## 7 承継の届出（法第11条第3項）

### (1) 対象行為

下記により大規模小売店舗の新設等の届出をした者から地位を承継した場合に承継届出書の提出が必要となります。

- 譲渡
- 自然人における相続
- 法人における合併（新設合併及び吸収合併）
- 法人における分割

### (2) 届出時期

承継後遅滞なく

### (3) 届出を行う者

地位を承継した者

### (4) 届出事項

譲渡、相続、合併又は分割の内容

### (5) 必要書類

名 称		様 式
1	届出書	承継届出書
2	添付書類	登記事項証明書の原本又は写し（設置者が法人の場合）
3		住民票の写し （設置者が個人で住民基本台帳ネットワークにより本人確認できない場合）
4		譲渡、相続、合併又は分割の事実を証する書類 （建物の登記事項証明書の写しなど）
5		委任状（代理者が業務を行う場合）
		様式第7
		証明書
		住民票
		任意
		任意

### (6) 関係規定

（承継）

法第11条 第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者から当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を譲り受けた者は、当該大規模小売店舗に係る当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

2 第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出又は通知に係る大規模小売店舗を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該大規模小売店舗を承継した法人は、当該届出又は通知をした者の地位を承継する。

3 前2項の規定により第5条第1項若しくは第6条第1項若しくは第2項の規定による届出、第8条第7項の規定による届出若しくは通知又は第9条第4項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を都道府県に届け出なければならない。

## 8 廃止の届出（法第6条第5項）

### (1) 対象行為

小売店舗の閉店や用途変更により店舗面積の合計を1,000㎡以下とする場合、廃止届出書の提出が必要となります。

### (2) 届出時期

廃止を行う前

### (3) 届出を行う者

大規模小売店舗を設置している者

### (4) 届出事項

廃止の内容

### (5) 必要書類

名 称		様 式
1	届出書	大規模小売店舗廃止届出書 様式第4
2	添付書類	委任状（代理者が業務を行う場合） 任 意

### (6) 留意事項

既存店（大店立地法の届出なし）を廃止する（店舗面積を1,000㎡以下とする）場合も廃止の届出が必要となります。

### (7) 関係規定

（変更の届出）

法第6条

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を第3条第1項の基準面積（同条第2項の規定により他の基準面積が定められた区域にあっては、当該他の基準面積）以下とする者は、その旨を都道府県に届け出なければならない。

6 都道府県は、前項の規定による届出があったときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を公告しなければならない。

（廃止の届出）

規則第9条 法第6条第5項の規定による届出は、様式第4の届出書を提出してしなければならない。

規則第10条 法第6条第6項の規定による公告は、都道府県の公報その他の都道府県が適切と認める方法により行うものとする。

## 9 説明会の開催等（法第7条第1項）

下記届出をした者は、届出日から2月以内に届出内容を周知させるための説明会を開催しなければなりません。

- 法第5条第1項の新設の届出
- 法第6条第2項の変更の届出（軽微な変更を除く。）
- 法附則第5条第1項の変更の届出（軽微な変更を除く。）

### (1) 開催場所

参加者が参集しやすい店舗の所在地周辺の施設で行うこととし、適切な規模の施設がない場合には、最寄りの施設において行ってください。

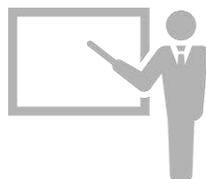
なお、周辺地域の状況を勘案し十分な規模の施設を選択してください。

### (2) 回数

説明会は、原則次の計2回の開催とします。

- ①：平日の午前10時から午後5時までの時間帯に1回
- ②：①と異なる平日の午後7時から午後10時までの時間帯  
又は土曜日、日曜日若しくは祝祭日のいずれかに1回

※周辺の住宅の密集状況や交通の状態から判断して多数の人が参加する必要があると考えられる場合には計3回の開催が必要となる場合があります。



### (3) 公告方法

当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所（既存店舗の場合は店内掲示など）に少なくとも開催1週間前から当日までA2判程度の大きさの掲示板等を用いて掲示するほか、以下のいずれかの方法で説明会の公告を行ってください。

- 日刊新聞紙4紙以上に説明会の開催を案内するチラシを折り込む
- チラシを戸別に配付
- 近隣自治会の掲示板にチラシを掲示
- 近隣自治会に回覧
- 前各号に掲げるもののほか県が適切と認める方法

周知すべき範囲については以下の範囲を目安としますが、周辺の交通状況等を勘案し、より広範囲に周知すべき場合は適切に対応してください。

#### ■店舗の敷地境界からの距離

店舗面積	立地場所	
	市街化区域※	その他区域
10,000㎡以上	1,000 m	1,000 m
5,000㎡以上 10,000㎡未満	700 m	
3,000㎡以上 5,000㎡未満	500 m	500 m
1,000㎡超 3,000㎡未満	300 m	

※ 非線引都市計画区域における用途地域の指定地域及び人口集中地区（DID）を含む。

## 9 説明会の開催等（法第7条第1項）

### ■公告掲示例

大規模小売店舗立地法に係る説明会開催のお知らせ		
店舗名称		
所在地		
設置者		
主な小売業者		
店舗面積の合計		
第1回	開催日時	
	開催場所	
第2回	開催日時	
	開催場所	
説明会開催者		
問い合わせ		

### (4) 掲示説明

法第6条第2項の変更の場合であって、県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないと認めるときには、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することに代えることができます。

詳細は「[説明会の開催を届出等の要旨を掲示することにより行う場合の取扱いについて](#)」を確認してください。

### ■掲示例

大規模小売店舗立地法に基づく店舗の変更のお知らせ		
大規模小売店舗立地法第〇条第〇項の規定に基づく届出について変更内容をお知らせします。		
店舗名称		
所在地		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更年月日		
変更理由		
図面		

## 9 説明会の開催等（法第7条第1項）

### (5) 手続

設置者は説明会の開催前及び開催後、県に説明会の内容を報告してください。

手続名	手続時期	提出資料
事前連絡	開催公告の1週間前	○敷地内掲示内容が分かるもの ○公告方法・公告内容が分かるもの ○周知範囲を示す資料 ○説明会配布資料
開催報告	開催終了後1週間以内	○説明会の開催記録 ○意見及びその対応が分かるもの ○説明会配布資料（変更が生じた場合）

### (6) 説明会が開催できない場合

下記事由により説明会が開催できないと県が認める場合、当該説明会を開催することを要しません。  
この場合、説明会開催者は届出等の内容を周知させるように努めてください。

- 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能
- 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることにより説明会を円滑に開催できない

#### ■手続

要綱様式第4「説明会を開催できない旨の申出」を提出してください。

#### ■届出内容を周知させるための方法

9「(3)公告方法」において示した方法により行うこととします。

## 9 説明会の開催等（法第7条第1項）

### (7) 関係規定

（説明会の開催等）

**法第7条** 第5条第1項又は前条第2項の規定による届出（同条第4項ただし書の経済産業省令で定める軽微な変更に係る届出を除く。以下同じ。）をした者は、経済産業省令で定めるところにより、当該届出をした日から2月以内に、当該届出に係る大規模小売店舗の所在地の属する市町村（以下単に「市町村」という。）内において、当該届出及び第5条第2項（前条第3項において準用する場合を含む。）の添付書類（第4項において「届出等」という。）の内容を周知させるための説明会（以下この条において「説明会」という。）を開催しなければならない。

2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、その開催を予定する日時及び場所を定め、経済産業省令で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。

3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、都道府県及び市町村の意見を聴くことができる。

4 説明会開催者は、その責めに帰することができない事由であって経済産業省令で定めるものにより、第2項の規定による公告をした説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、説明会開催者は、経済産業省令で定めるところにより、届出等の内容を周知させるように努めなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。

（説明会）

**規則第11条** 法第7条第1項の規定による説明会は、大規模小売店舗の所在地の周辺の施設において、当該大規模小売店舗の所在地の属する市町村の区域内に居住する者等を対象に、1回開催するものとする。ただし、都道府県が、当該大規模小売店舗の立地がその周辺の地域の生活環境に与える影響が大きいと認め相当数の者が説明会に参加することが必要と認める場合には、3回を上限として都道府県が指定する回数開催するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、法第6条第2項の変更の場合であって、都道府県が大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないため前項の方法による説明会を開催する必要がないと認めるときには、法第7条第1項の規定による説明会は、説明会開催者が、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示するとともに、インターネットを利用することにより、これを行うものとする。

**規則第12条** 法第7条第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 都道府県の協力を得て、都道府県の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前2号に掲げるもののほか、都道府県が適切と認める方法

**規則第13条** 法第7条第4項の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由であって都道府県が認めるものとする。

- 一 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること
- 二 説明会開催者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることにより説明会を円滑に開催できないこと

2 法第7条第4項の規定による周知は、次に掲げる方法のうちいずれかにより行うものとする。

- 一 市町村の協力を得て、届出等の要旨を市町村の公報又は広報紙に掲載すること
- 二 届出等の要旨を時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載すること
- 三 前2号に掲げるもののほか、届出等の内容を周知させるための方法として都道府県が適切と認めるもの

# 10 手続一覧

手 続 名 称		根拠規定	届出期日	様 式	記載例
新設の届出		法第5条第1項	開店日の8月前	様式第1	記載例
変更の届出	店舗名称 所在地	法第6条第1項	変更後遅滞なく	様式第2	記載例
	店舗の新設日 店舗面積の合計 施設の配置	法第6条第2項	変更日の8月前	様式第3	記載例
	施設の運営方法		変更前		
既存店舗の変更の届出	店舗面積の合計 施設の配置	法附則第5条第1項	変更日の8月前	様式第8	—
	施設の運営方法		変更前		
承継の届出		法第11条第3項	承継後遅滞なく	様式第7	記載例
廃止の届出		法第6条第5項	廃止前	様式第4	記載例
軽微な変更の申出		要綱第5条第1項	変更届出時	要綱様式第2	—
説明会関係	説明会の方法の申出	要綱第7条第1項	変更届出時	要綱様式第3	—
	事前連絡	要綱第7条第4項	開催1週間前	任 意	記載例
	説明会を開催できない旨の申出	要綱第9条第1項	新設等の届出時	要綱様式第4	—
	開催報告	要綱第10条	開催後1週間以内	任 意	記載例
県の意見に係る変更の届出		法第8条第7項	変更日の2月前	様式第5	—
県の意見に対して届出を変更しない旨の通知				要綱様式第5	—
県の勧告に係る変更の届出		法第9条第4項	—	様式第6	—

## (1) 様式第 1

様式第 1 (第 3 条関係)

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

大規模小売店舗届出書

令和 ○年 4月 1日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○  
住所  
○○県○○市○○○○ 1-2-3

大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：(仮称) ○○○○○○店  
所在地：○○市○○ 1-2
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住所
株式会社○○○○	○○ ○○	○○市○○ 1-2
○○ ○○	-	○○市○○ 3-4-5
- 大規模小売店舗の新設をする日  
令和○年 12月 2日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,500 m<sup>2</sup>

### 1 名称及び所在地

- ・建物名称は新設後予定している名称を記載（仮称も可）  
※（仮称）の場合は新設後に遅滞なく変更届出書を提出すること。
- ・所在地は土地登記簿上の地番（複数地番にまたがる場合は代表地番）を記載  
ただし、住居番号が付与されている場合は住所表記とする。

### 2 小売業者の氏名等

- ・すべての小売業者名を記載
- ・小売業者が多数の場合は「別紙のとおり」とし、別紙にまとめること。
- ・現段階で未定のものについては、決定後速やかに変更届を提出すること。

### 3 新設をする日

- ・届出日から 8 月後の同一日付け日の翌日以降の日付を記載
- ・小売業者毎に開店日が異なる場合は一番早い日付を記載

### 4 店舗面積の合計

- ・小売業を行うための店舗の用に供される床面積
- ・小数点以下第 1 位を四捨五入

# 11 記載例：様式第 1

## 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

### (1) 駐車場の位置及び収容台数

位置	収容台数
駐車場①：別添配置図に示すとおり	50 台
駐車場②：別添配置図に示すとおり	40 台
合計	90 台

### (2) 駐輪場の位置及び収容台数

位置	収容台数
駐輪場①：別添配置図に示すとおり	40 台
駐輪場②：別添配置図に示すとおり	20 台
合計	60 台

### (3) 荷さばき施設の位置及び面積

位置	面積
荷さばき施設①：別添配置図に示すとおり	20.32 m <sup>2</sup>
荷さばき施設②：別添配置図に示すとおり	20.32 m <sup>2</sup>
合計	41 m <sup>2</sup>

### (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量
廃棄物保管施設①：別添配置図に示すとおり	10.27 m <sup>3</sup>
廃棄物保管施設②：別添配置図に示すとおり	10.27 m <sup>3</sup>
合計	21 m <sup>3</sup>

### 5 (3) 荷さばき施設の位置及び面積

- ・面積：合計値の小数点以下第 1 位を四捨五入すること。

### 5 (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- ・容量：合計値の小数点以下第 1 位を四捨五入すること。

# 11 記載例：様式第 1

## 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

### (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社〇〇〇〇	午前 10 時 00 分	午後 9 時 30 分
〇〇 〇〇	午前 10 時 30 分	午後 9 時 45 分

### (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場①	午前 9 時 30 分～午後 10 時 00 分
駐車場②	午前 10 時 00 分～午後 10 時 00 分

### (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場①	出 口 1 箇所 入 口 1 箇所	別添配置図に示すとおり
駐車場②	出入口 1 箇所	別添配置図に示すとおり
合 計	出入口 1 箇所 出 口 1 箇所 入 口 1 箇所 計 3 箇所	—

### (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設②	午前 6 時 00 分～午前 9 時 00 分

### 6 (1) 開店時刻及び閉店時刻

- ・小売業者毎に時間が異なる場合はそれぞれについて記載すること。
- ・年末年始等のみ開店時刻等が異なる場合は、「午前〇時〇分（年間〇日は午前〇時〇分）」と記載すること。

### 6 (2) 駐車場利用時間

- ・駐車場毎に時間が異なる場合はそれぞれについて記載すること。

# 11 記載例：様式第1 別添

別添1 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面【規則第4条第1項第3号】

(1) 建物配置図及び各階平面図(別添のとおり)

(2)

① 建物・敷地の概要

項目	計画内容
構造	鉄骨造
階数	2階建て
建築面積	1,200 m <sup>2</sup>
延床面積	2,500 m <sup>2</sup>
敷地面積	5,000 m <sup>2</sup>

② 各階ごとの店舗面積等

階数	店舗面積	延床面積
3階	300 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>
2階	400 m <sup>2</sup>	750 m <sup>2</sup>
1階	600 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>
計	1,300 m <sup>2</sup>	2,500 m <sup>2</sup>

③ 併設施設の計画(※併設施設がある場合のみ記載)

<利用者層が同一の併設施設>

事業内容	事業主体	延床面積
飲食	〇〇〇ほか	700 m <sup>2</sup>
ゲームセンター	〇〇(株)	300 m <sup>2</sup>
合計		1,000 m <sup>2</sup>

<利用者層が異なる併設施設>

事業内容	事業主体	延床面積
映画館	(株)〇〇	3,000 m <sup>2</sup>
スポーツ施設	〇〇〇(株)	2,000 m <sup>2</sup>
合計		5,000 m <sup>2</sup>

別添2 主として販売する物品の種類【規則第4条第1項第2号】

小売業を行う者の氏名又は名称	主として販売する物品の種類
株式会社〇〇〇〇	日用品・生活雑貨
〇〇 〇〇	医薬・化粧品

(1) 建物配置図及び各階平面図

建物配置図：

店舗の用に供する部分、その他施設、駐車場等の配置が分かる図面

各階平面図：

各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

(2) ③併設施設の計画

<利用者層が同一の併設施設>

飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温泉施設等当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と概ね一致すると想定される施設

<利用者層が異なる併設施設>

オフィス、マンション、スポーツ施設、長時間滞在する娯楽施設等当該施設を利用する者が小売店舗を利用する者と必ずしも一致しないと想定される施設

・別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。

# 11 記載例：様式第1 別添

別添3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第4号】

(1) 自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

① 指針による必要駐車台数計算式

ア 小売店舗の必要駐車台数

		計算根拠
用途地域	商業地区	
S:店舗面積	1.3 千㎡	
s:附属施設面積	1.0 千㎡	
A:日来店客数原単位	1,474 人 / 千㎡	商業地区、人口40万人以上、店舗面積20千㎡未満
B:ピーク率	14.4 %	
L:駅からの距離	駅から 500 m	(駅名 ○○○駅)
C:自動車分担率	40 %	商業地区、人口40万人以上、緩和対象地区以外
D:平均乗車人員	2 人/台	店舗面積10千㎡未満
E:平均駐車時間係数	0.62	店舗面積10千㎡未満
必要駐車台数	34 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
参考:日来店台数	383 台	$A \times S \times C \div D$
参考:ピーク時間来店台数	55 台	$A \times S \times B \times C \div D$

イ 併設施設(利用者層が同一)と駐車場を共用する場合、併設施設の面積の割合が小売店舗面積の2割以上の場合における併設施設を含めた必要台数

		計算根拠
s:併設施設面積	1.0 千㎡	
X:併設施設の割合	76.9 %	$=s \div S$
Y:比率	1.52	指針値との比率式
併設施設を含む必要駐車台数	52	

ウ 併設施設と駐車場を共用する場合、併設施設を含めた必要台数

算出の根拠:
--------

② 特別の事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別の事情の説明:	
必要駐車台数	台
(算出根拠)	

③ 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理由
無	敷地内に必要駐車台数を確保する。

④ 駐車場の料金の有無

駐車場の料金の有無	理由
無	無料にすることで来退店車両の円滑な出入庫を図る。

## (1) ①ア 小売店舗の必要駐車台数

用途地域：複数の用途地域に跨って設置する場合は敷地の過半を占める用途とする

s：附属店舗面積

小売店舗と駐車場を共用する「利用者層が同一の併設施設」が附設されている場合で、当該施設の延床面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合に記載すること。

L：駅からの距離

最寄りの改札口から店舗の敷地を結んだ地図上の直線距離

計算根拠：各事項算出のための計算式等の根拠を記載すること。

端数処理：

S～Eは端数処理せず、必要駐車台数の最終結果のみ小数点以下第1位を四捨五入すること。

## (1) ①イ 併設施設を含めた必要台数

- ・アの小売店舗の必要台数で算出した整数に比率を乗じて、計算結果を四捨五入すること。
- ・併設施設の駐車場が小売店舗の駐車場と共用しない場合は、「(2)①来客用以外に考慮する駐車台数」の項目中に記載すること。

## (1) ②特別の事情による駐車台数の算出

- ・類似店舗の実績調査結果等指針式によらない算出をする場合に記載すること。

# 11 記載例：様式第1 別添

## (2) その他駐車場の規模に関する計画

### ① 来客用以外に考慮する駐車台数

#### 〈従業員等駐車台数〉

	面積	店舗用駐車場と 共用・別途の別	台数	備考
従業員駐車場	50 m <sup>2</sup>	別途	4 台	
業務用車両駐車場	0 m <sup>2</sup>	—	0 台	
搬出入車両駐車場	0 m <sup>2</sup>	—	0 台	
合計	0 m <sup>2</sup>	—	4 台	

駐車場を共用しない場合の利用形態の状況：

#### 〈併設施設の駐車台数〉

附属施設の名称	面積	台数	算出根拠
	m <sup>2</sup>	台	
合計		台	

駐車場を共用しない場合の利用形態の状況：

### ② 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

番号	構造	収容 台数	面積	駐車区画の大きさ			契約形態
				軽四	一般	身障者等	
駐車場 ①	建物外 平面駐車場 (自走式)	20 台	250 m <sup>2</sup>	2 台	17 台	1 台	自社管理
				2.5×4.0	2.5×5.0	3.5×5.0	
駐車場 ②	建物屋上 駐車場 (自走式)	14 台	175 m <sup>2</sup>	0 台	14 台	0 台	自社管理
				—	2.5×5.0	—	

## (2) ①来客用以外に考慮する駐車台数

駐車場を共用しない場合の利用形態の状況：

駐車スペースの区域を色分けする、出入口を分離する など

## (2) ②駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

- ・ 駐車場の位置、構造ごとに記載することとし、別添図面にも駐車場番号を付記すること。
- ・ 構造例：建物外平面駐車場(自走式)、専用駐車場ビル(自走式)、地下駐車場(自走式)、屋上等建物内設置方式(自走式)、平面駐車場(機械式・専用建物)(機械式・共用建物)、循環駐車場(機械式・専用建物) 等
- ・ 契約形態：自社所有以外（借上げ、公共駐車場の利用等）の場合、駐車場の名称についても記載すること

# 11 記載例：様式第1 別添

## 別添4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項【規則第4条第1項第5号】

### (1) 駐車場の自動車の出入口の形式等

#### ① 駐車場の入庫処理能力

駐車場	出入口	1時間当たり入庫処理能力		ピーク1時間に予想される自動車台数	
		台数	算出根拠	台数	算出根拠
駐車場①	出入口①	450台	3,600÷8	55台	指針式
	出入口②	450台	3,600÷8	55台	指針式

#### ② 敷地内の駐車待ちスペース

駐車場	出入口	駐車待ちスペース	発券ブース	駐車待ちスペースがある場合		駐車待ちスペースが無い場合 設置しない理由・対策
				長さ	算出根拠	
駐車場①	出入口①	無	無	6m	下記のとおり	—
	出入口②	無	無	6m	下記のとおり	—

・各出入口に必要な駐車待ちスペース

$$=(\text{当該入口の1分当たりの来台数} \times 1.6 - \text{当該入口の1分当たりの入庫処理能力}) \times 6\text{m}$$

$$=(55\text{台/時} \div 60 \times 1.6 - 450\text{台/時} \div 60) \times 6\text{m}$$

$$=-36.20$$

以上により必要な駐車待ちスペースの長さは0m

### (2) 方向別台数の予測結果等

#### ① 敷地周辺の道路の状況

項目		道路 No.1	道路 No.2
		県道〇〇線	市道〇〇線
幅員計		24 m	18 m
幅員構成	車道	16 m	9 m
	車線数	片側二車線	片側一車線
	歩道の有無	北側 5m 南側 3m	東側 4.5m 西側 4.5m
	中央分離帯の有無	有	無
	路肩	無	2 m
安全施設等		ガードレール	無
交通規制		最大積載量2t 以上貨物通行禁止	時速40km制限 駐車禁止
店舗周辺の信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)		2 交差点 (0 交差点)	1 交差点 (0 交差点)
横断歩道の有無		有	有
通学路の有無		有	有
バス路線の有無		有	無
バス停の有無		無	無
駐車場出入口から敷地寄りの バス停ポールまでの距離		—	—

# 11 記載例：様式第1 別添

## ② 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

### ア 現状の交通量調査の結果

調査年月日	・令和 年 月 日 (月) 6:00 ~ 24:00 ・令和 年 月 日 (日) 6:00 ~ 24:00
調査場所	別図参照
調査方法	カウンターによる計測
調査結果	別添資料参照

### イ 開店後の周辺道路の交通量予測

予測方法	指針に基づくピーク時来店車両台数を基に予測
予測の根拠	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針
予測結果	別添資料参照

## (3) その他の対応策

### ① 駐車場の設置に当たっての配慮

項目	具体的な内容
歩行者等の動線分離	敷地内には歩行者専用通路を設置し、車両動線との分離を図る
駐車場からの排気ガス	アイドリング禁止の看板を設置し、注意喚起を行う

### ② 交通への支障を回避するための方策等

項目	具体的な内容
交通誘導員の配置	オープン時や繁忙時には駐車場出入口に交通誘導員を配置する

## 交通量調査及び交通量予測

- ・平日及び休祭日それぞれについて調査・予測すること。
- ・調査（予測）エリアは、原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とするが、特に大規模な場合などには広範囲の調査を要する場合がある。事前に警察、道路管理者、立地法担当部局等と協議を行うこと。
- ・調査、予測結果は別添資料とし、見取図上に調査地点を図示すること。
- ・調査内容：車種別・時間帯別・方向別台数・歩行者交通量等
- ・交差点処理の予測等の交通計画に関する根拠資料の添付を行うこと。

## 調査実施時間帯

- ・原則として大規模小売店舗の開店時間の前2時間及び閉店時間の後2時間を加えた時間帯とする。
- ・午前6時から午後10時までの範囲を超える場合、午前6時よりも早い時間帯及び午後10時よりも遅い時間帯については、交通量調査の実施を省略可とする。（ただし、周辺道路の状況、土地利用の状況等からみて、早朝又は深夜の時間帯の交通量の把握が必要と認められる場合を除く）

## 予測時間帯

- ・原則として開店から閉店までの時間帯。
- ・予測値は、ピーク時のトータル値とする。

# 11 記載例：様式第1 別添

参考：交通量調査結果の記入例

交通量調査の結果						
交差点① 平日 〈調査方向1〉						
車種等 時間帯	自転車類	動力付き 二輪車類	自動車類			
			乗用車類		貨物車類	
			乗用車	バス	小型貨物車	普通貨物車
9:00～10:00						
10:00～11:00						
18:00～19:00						
19:00～20:00						
時間帯 計						

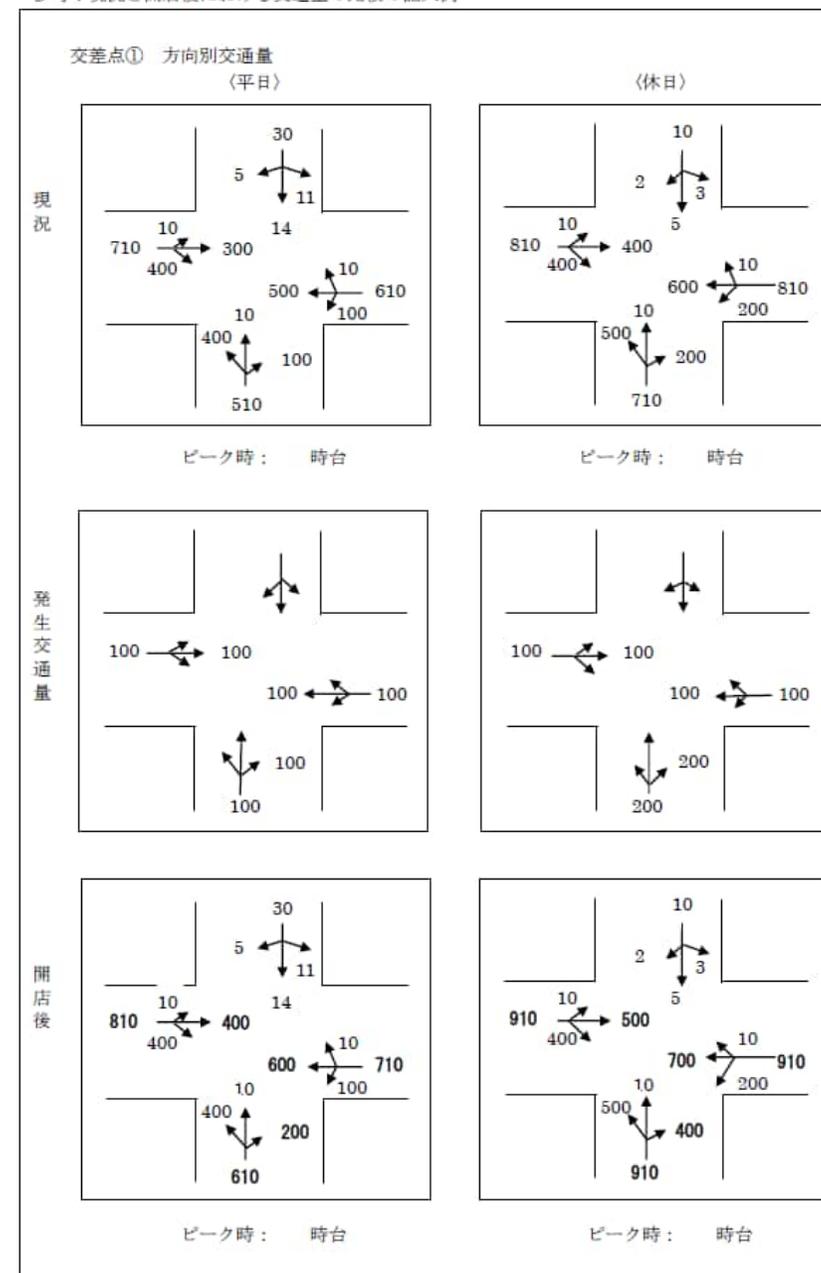
  

種別	内容	単位
自転車類	車いす、小児用の車を除く	台
動力付き二輪車類	自動二輪車、原動機付自転車	〃
乗用車類	乗用車 ナンバー5（黄と黒のプレート） ナンバー3、8（小型プレート） ナンバー3、5、7	〃
	バス ナンバー2	〃
貨物車類	小型貨物車 ナンバー4（黄と黒のプレート） ナンバー3、6（小型プレート） ナンバー4、6	〃
	普通貨物車 ナンバー1 ナンバー8、9、10	〃

参考：開店前後の飽和度・混雑度

交差点	項目	平日			休日		
		開店前	開店後	備考	開店前	開店後	備考
地点1	飽和度						
	混雑度	西流入					
		東流入					
		北流入	直進左折				
			右折				
		南流入	直進左折				
右折							
地点2	飽和度						
	混雑度	西流入					
		北流入					
		南流入					

参考：現況と開店後における交通量の比較の記入例



# 11 記載例：様式第1 別添

## 別添5 経路の設定等

(1) 自動車を駐車場に案内する経路及び方法【規則第4条第1項第6号】

- 周辺見取図に來客の自動車の案内経路を表示した図面（別添資料参照）

(2) 経路等を來客者に知らせる方法、その他交通対策

項目	具体的な内容
案内表示の設置 (看板等)	場内に出口方向を示す案内看板を設置する
ちらし等の配布	オープン時等に配布する広告チラシに案内経路を掲載し周知を図る
交通誘導員の配置	オープン時や繁忙時には駐車場出入口に交通誘導員を配置する

## 別添5（2）経路等を來客者に知らせる方法、その他交通対策

- ・別添「周辺見取図」に看板の設置場所及び交通誘導員の配置場所等を記載すること。
- ・経路の設定に伴う配慮や公共交通計画との連携等について具体的に記載すること。
- ・その他、安全に係ることについて、具体的に記載すること。

## 別添6 荷さばき施設の整備等【規則第4条第1項第7号】

(1) 搬出入車両台数と荷さばき時間帯

時間帯	搬出入車両の車種車両数				平均的な荷さばき 処理時間
	2t車	4t車	10t車	計	
6:00~7:00	0台	2台	0台	2台	20分
7:00~8:00	1台	0台	0台	1台	15分
21:00~22:00	0台	0台	0台	0台	0分
計	2台	4台	0台	6台	—

## 別添6（1）搬出入車両台数と荷さばき時間帯

- ・搬出入を行う時間帯別に、搬出入車両台数を記載すること。

(2) 荷さばき施設の計画

① 荷さばき施設の形状・規模

施設	面積	同時作業の可能な台数	待機スペースの有無・広さ
荷さばき施設①	20㎡	2台	無

② 荷さばき施設の規模の算出根拠

施設	ピーク時における搬出入車両台数
荷さばき施設①	2~4t車 2台

③ 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対応等
有	1箇所 (専用出入口)	営業時間中に搬入する場合には荷さばき施設付近に交通誘導員を配置し安全を確保する。

# 11 記載例：様式第 1 別添

## 別添7 騒音問題に対応するための対応策

### ① 一般的騒音対策の概要

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有	1.8 m	5mm	アルミポリエチレン 複合版	別添〇〇図参照

項目	具体的な騒音対策の概要
駐車場の夜間閉鎖	夜間は駐車場の一部をカラーコーンにて閉鎖する

### ② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	十分なスペースを確保し、作業時間の短縮に努める
荷さばき作業の騒音対策	作業人員にはアイドリング禁止を徹底する。

### ③ BGM等の営業宣伝活動の予定

実施時間帯	拡声器の数	具体的な騒音対策の内容
-	-	設置なし

### ④ 駐車場の騒音対策の概要

駐車場	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
駐車場①	-	徐行を促す路面標示を行う

### ⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

施設	構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
廃棄物 保管施設①	屋内	6時~22時	-	早朝・夜間には 作業を行わない

### ⑥ 付帯設備の稼働時間と騒音対策

No	付帯設備の種類	稼働時間帯	騒音対策
AC1~AC8	空調室外機	8:00~22:00	・低騒音機器の導入 ・定期点検による異常騒音 の発生防止
RC1~RC5	冷凍室外機	0:00~24:00	
F1~F20	換気ファン	8:00~22:00 (一部 0:00~24:00)	
CU1	キュービクル	0:00~24:00	

## 別添7 ① 一般的騒音対策の概要

- ・騒音対策を実施する場合、位置を別添図面に記載すること。

## ② 荷さばき施設及び作業に係る騒音対策の概要

荷さばき施設の騒音対策：建築計画における対策について記載すること。

- ・荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮
- ・荷さばき施設の屋内化
- ・作業場所の床に緩衝機能を有するクッション製の素材の採用あるいは内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音処理等築計画面での配慮事項 等

作業時の運営面又は機荷さばき作業の騒音対策：器選択面における対策について記載すること。

- ・作業時間の制限
- ・作業車両のアイドリング禁止の徹底
- ・低騒音型の機器の導入
- ・作業人員への騒音防止意識の徹底
- ・停車時のアイドリングストップを励行する 等

## ③ BGM等の営業宣伝活動の予定

- ・拡声器等を設置する場合は、その位置を示す図面を添付すること。
- ・小売店舗内のBGM等の音が店外に排出されることに伴う影響についても留意すること。

## ④ 駐車場の騒音対策の概要

施設面の騒音対策：施設の配置・構造面での対策について記載すること

- ・駐車場の屋内化とそれに伴う天井、壁の吸音処理
- ・立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策
- ・低騒音舗装床の採用 等

運用面の騒音対策

- ・駐車場利用時間帯の制限
- ・誘導員、監視員による場内見回り 等

# 11 記載例：様式第1 別添

## 別添7 騒音問題に対応するための対応策

### ① 一般的騒音対策の概要

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有	1.8 m	5mm	アルミポリエチレン 複合版	別添〇〇図参照

項目	具体的な騒音対策の概要
駐車場の夜間閉鎖	夜間は駐車場の一部をカラーコーンにて閉鎖する

### ② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	十分なスペースを確保し、作業時間の短縮に努める
荷さばき作業の騒音対策	作業人員にはアイドリング禁止を徹底する。

### ③ BGM等の営業宣伝活動の予定

実施時間帯	拡声器の数	具体的な騒音対策の内容
-	-	設置なし

### ④ 駐車場の騒音対策の概要

駐車場	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
駐車場①	-	徐行を促す路面標示を行う

### ⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

施設	構造	回収時間帯	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
廃棄物 保管施設①	屋内	6時~22時	-	早朝・夜間には 作業を行わない

### ⑥ 付帯設備の稼働時間と騒音対策

No	付帯設備の種類	稼働時間帯	騒音対策
AC1~AC8	空調室外機	8:00~22:00	・低騒音機器の導入 ・定期点検による異常騒音 の発生防止
RC1~RC5	冷凍室外機	0:00~24:00	
F1~F20	換気ファン	8:00~22:00 (一部 0:00~24:00)	
CU1	キュービクル	0:00~24:00	

### ⑤ 廃棄物収集作業に係る騒音対策の概要

施設面の騒音対策：施設の配置・構造面での対策について記載すること

- ・ 廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策
- ・ 廃棄物の収集場所の配置 等

運用面の騒音対策

- ・ 廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ
- ・ 深夜、早朝における作業回避等回収時間帯の制限等

### ⑥ 付帯設備の稼働時間と騒音対策

冷却塔・室外機等からの騒音対策

- ・ 機器周辺の遮音効果を高める
- ・ 低騒音機器の導入
- ・ 機器周辺の吸音処理（周辺の壁に吸音性の高い素材を使用する等）等

給排気口等からの騒音対策

- ・ 吹き出し口・吸い込み口の形状
- ・ 低騒音型の送風機等の導入 等

# 11 記載例：様式第 1 別添

## 別添8 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

【規則第4条第1項第 10号】

### ① 各予測地点における等価騒音レベルの予測結果(dB)

予測地点	昼間				夜間			
	A	B	C	D	A	B	C	D
予測高さ	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2	4.2
等価騒音	45	49	55	56	41	42	44	44
環境基準	55	55	60	60	45	45	50	50

・全ての予測地点で環境基準を下回る。

・基準値を3dB 以上下回っていることから反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

### ② 予測地点ごとの算出根拠

別添資料〇〇参照

## 別添9 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠

【規則第4条第1項第 11号】

### ① 各予測地点における最大値騒音レベルレベルの予測結果(dB)

予測地点	a	b	c	d	e
予測高さ	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2
騒音レベル最大値	29	30	37	41	28
規制基準	45	45	45	45	45

・全ての予測地点で規制基準を下回る。

・基準値を3dB 以上下回っていることから反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

### ② 予測地点ごとの算出根拠

別添資料〇〇参照

## 等価騒音レベル

### 【騒音予測地点】

- ・原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の敷地境界線上とし、A地点等と表記すること。  
(高さも騒音が最大となる場所を考慮すること。)
- ・敷地の規模や形状によって適宜予測地点を追加すること。
- ・地点別に騒音に係る環境基準の地域類型及び予測結果を記載し、予測地点と騒音源の位置を別添配置図に通し番号を付して示すこと。

### 【騒音発生源】

- ・自動車走行騒音以外について、騒音の種類別に記載すること。  
(例) 定常騒音：冷却塔、室外機、給排気口  
変動騒音：荷捌きアイドルリング、荷捌き後進ブザー、廃棄物収集作業、BGM  
衝撃騒音：荷捌き荷下ろし音、荷捌き台車走行音
- ・自動車走行騒音について、予測に当たって設定した敷地内の自動車の走行車線、分割区間の中点の位置などを別添配置図に通し番号を付して示すこと。

### 【騒音レベル等】

- ・カタログ値、「騒音の予測の手引き」中の値、実測値等の根拠を別添とすること。  
なお、実測の場合は、その証明書及び測定方法について説明すること。
- ・基準距離1mの騒音レベル以外は、「単発騒音暴露レベル」「パワーレベル」等の説明を記載すること。

### 【継続時間又は発生回数】

- ・定常騒音は時間数、変動騒音は時間又は秒数、衝撃騒音は回数等の理解しやすい単位を記載すること。

### 【その他】

- ・昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から午前6時までをいう。
- ・遮音壁等の防音対策をする場合、遮音性能、距離減衰計算に用いる係数等示すこと。
- ・その他予測式等を用いた算出根拠は別添資料とすること。

# 11 記載例：様式第 1 別添

## 別添8 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠

【規則第4条第1項第 10号】

### ① 各予測地点における等価騒音レベルの予測結果(dB)

予測地点	昼間				夜間			
	A	B	C	D	A	B	C	D
予測高さ	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2	4.2
等価騒音	45	49	55	56	41	42	44	44
環境基準	55	55	60	60	45	45	50	50

・全ての予測地点で環境基準を下回る。

・基準値を3dB 以上下回っていることから反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

### ② 予測地点ごとの算出根拠

別添資料〇〇参照

## 別添9 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠

【規則第4条第1項第 11号】

### ① 各予測地点における最大値騒音レベルレベルの予測結果(dB)

予測地点	a	b	c	d	e
予測高さ	1.2	4.2	1.2	4.2	1.2
騒音レベル最大値	29	30	37	41	28
規制基準	45	45	45	45	45

・全ての予測地点で規制基準を下回る。

・基準値を3dB 以上下回っていることから反射音を考慮しても基準を満足すると考えられる。

### ② 予測地点ごとの算出根拠

別添資料〇〇参照

## 騒音レベルの最大値

### 【騒音予測地点】

- ・予測地点は、大規模小売店舗の敷地の境界線とする。
- ・隣接する住居等への影響を考慮した高さにおける騒音レベルを予測すること。

### 【騒音発生源】

- ・影響を及ぼす騒音発生源について、騒音の種類別に記載すること。

### 【その他】

- ・夜間（午後10時から午前6時までの時間帯）において、営業又は営業関連の機器の使用、施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合には記載すること。
- ・定常騒音については「騒音レベル」、変動騒音及び衝撃騒音については「騒音レベルの最大値」の予測値を記載すること。
- ・「騒音レベルの最大値」は、騒音計の「時間重み特性F」を用いて測定した場合のものとする。
- ・その他予測式等を用いた算出根拠は別添資料とすること。
- ・第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する以下の施設の敷地の周囲概ね50mの区域内における当該基準は、騒音規制法における夜間の規制基準値から5dBを減じた値となる。

■学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校

■児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所

■医療法（昭和22年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの

■図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館

■老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

# 11 記載例：様式第1 別添

## 別添10 廃棄物等の保管の為の施設容量の確保等

(1) 廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 【規則第4条第1項第12号】

① 指針による予測結果と算出根拠

廃棄物種別	店舗面積		一日当たり廃棄物等排出量 (指針原単位×S)		平均保管日数 B(日)	見かけ比重 C (t/m <sup>3</sup> )	予測排出量 (A×B÷C) (m <sup>3</sup> )	
	S(千m <sup>2</sup> )		A(t)					
紙製廃棄物等	6.0	以下	1.3	0.27	0.27	1	0.1	2.7
		超	0	0				
金属製廃棄物等	6.0	以下	1.3	0.009	0.009	1	0.1	0.09
		超	0	0				
ガラス製廃棄物等	6.0	以下	1.3	0.0078	0.01	1	0.1	0.08
		超	0	0				
プラスチック製廃棄物等	6.0	以下	1.3	0.026	0.026	1	0.01	2.6
		超	0	0				
生ごみ等	6.0	以下	1.3	0.22	0.22	1	0.55	0.40
		超	0	0				
その他の可燃性廃棄物等	-		0.07		1	0.38	0.18	
合 計								6.05

【見かけ比重について、指針の数値によらない場合の見かけ比重の根拠等】

-

(1) ①指針による予測結果と算出根拠

合計値については小数点以下第3位を四捨五入すること。

# 11 記載例：様式第1 別添

## ② 特別な事情による廃棄物等の排出量予測

特別な事情の説明：

—

予測排出量 m<sup>3</sup>

排出量予測の根拠

廃棄物等の種別	予測排出量	算出根拠
紙製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
金属製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
ガラス製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
プラスチック製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
生ごみ等	m <sup>3</sup>	
その他の可燃性廃棄物	m <sup>3</sup>	
合 計	m <sup>3</sup>	

## (2) 附属施設からの廃棄物等の排出量予測

廃棄物等の種別	予測排出量	算出根拠
紙製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
金属製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
ガラス製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
プラスチック製廃棄物等	m <sup>3</sup>	
生ごみ等	m <sup>3</sup>	
その他の可燃性廃棄物	m <sup>3</sup>	
合 計	m <sup>3</sup>	

## (3) 廃棄物等の保管場所の計画

### ① 廃棄物保管施設の計画

施設番号	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
廃棄物保管施設①	6.0 m <sup>3</sup>	4.0 m <sup>2</sup>	業者委託	水洗	無

### ② リサイクル品(再利用対象物)保管施設の計画

施設番号	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
廃棄物保管施設②	4.5 m <sup>3</sup>	3.0 m <sup>2</sup>	業者委託	無	無

### ③ 保管場所に関する配慮事項

項 目	具体的な内容
廃棄物等の分別	段ボール、発泡スチロールは分別保管する。
中間処理時の悪臭対策	—
保管施設の密閉性	廃棄物は建物内で保管し、悪臭等の発生及び廃棄物の散乱を防止する。

# 11 記載例：様式第1 別添

## 別添11 廃棄物等の運搬・処理等の計画

### (1) 運搬・処理計画

#### ① 廃棄物等の種類と処理方法の区分

種 類	敷地外処理	敷地内処理	その他
紙製廃棄物等	○	-	-
金属製廃棄物等	○	-	-
ガラス製廃棄物等	○	-	-
プラスチック製廃棄物等	○	-	-
生ごみ等	○	-	-
その他の可燃性廃棄物	○	-	-

#### ② 運搬方法

種 類	運搬方法	予定業者	運搬頻度
紙製廃棄物等	業者委託	〇〇株式会社	1回/日
金属製廃棄物等	業者委託	〇〇株式会社	1回/日
ガラス製廃棄物等	業者委託	〇〇株式会社	1回/日
プラスチック製廃棄物等	業者委託	〇〇株式会社	1回/日
生ごみ等	業者委託	〇〇株式会社	1回/日
その他の可燃性廃棄物	業者委託	〇〇株式会社	1回/日

### (2) 廃棄物等の分別・リサイクル計画

種 類	発生予測量 (t/年):A+B	ごみ処分量 (t/年):A	資源化量 (t/年):B
紙製廃棄物等	50	0	50
金属製廃棄物等	5	0	5
ガラス製廃棄物等	5	0	5
プラスチック製廃棄物等	10	0	10
生ごみ等	30	30	0
その他の可燃性廃棄物	15	15	0
合 計	115	45	70

### (3) 廃棄物等に関する対応方策

項 目	内 容
廃棄物の減量化	納入容器の減量化及び再資源化に努める

### 別添11 (1) ①廃棄物等の種類と処理方法の区分

- ・ 分別する廃棄物等の種類ごとに記載すること。
- ・ 敷地外処理、敷地内処理の該当するものに○を示すこと。
- ・ その他の場合は具体的に処理方法を記載すること。

### (2) 廃棄物等の分別・リサイクル計画

- ・ 分別する廃棄物等の種類ごとに記載すること。

### 別添11 (3) 廃棄物等に関する対応策

- ・ 食品加工場における作業時に発生する污水からの悪臭への対策、廃棄物等保管場所に持ち込むまでの小売業者による廃棄物等の適切な管理方策等といった、廃棄物に関連して生活環境問題を発生させるおそれのある問題への対応方策を記載すること。
- ・ 生ゴミについては、十分な保管容量を確保するとともに悪臭が周辺に発散することや污水が流出することを防止するための適切な対策を講じること。

# 11 記載例：様式第1 別添

## 別添12 その他の指針関連事項

### (1) 大規模小売店舗の立地環境

#### ① 計画地の周辺環境

計画地は、東西南北側で〇通り、東西南北側で〇通りに面しており、東西南北方向〇mの所に〇通り、東西南北方向〇mの所に〇通りが走っている。

計画地の東西南北側には低中高層住居、東西南北側には工場、事務所、商業施設が建ち並び、東西南北側には小中高等学校、幼稚園、保育園、病院、図書館、特別養護老人ホーム、東西南北側には小中高等学校、幼稚園、保育園、病院、図書館、特別養護老人ホームがある。東西南北側は駐車場、更地となっている。

#### ② 用途地域

商業地域

#### ③ 最寄り駅からの距離

〇〇線〇〇駅から〇〇メートル

### (2) 駐輪場の計画

#### ① 必要駐輪台数の算出根拠等(自転車附置義務条例等の適用を受ける場合)

条例(要綱) 名称		
適用対象	原動機付き自転車	含む・含まない
	自動二輪車	含む・含まない
必要駐輪台数		台
(算出根拠)		

#### ② 駐輪場台数の予測の結果と算出根拠(自転車附置義務条例等の適用を受けない場合)

必要駐輪台数	自転車 40台 原動機付き自転車 0台
算出根拠	指針式 $1,400 \div 35 = 40$

#### ③ 駐輪場の管理体制

項目	内容
出入口の配置	歩行者・自転車専用の出入口を設置する。
整理員の配置	従業員等が適宜循環し整理整頓に努める。

### 別添12 (1) ③最寄り駅からの距離

- ・最寄りの駅の改札から店舗の敷地境界を結んだ地図上の最短直線距離を記載すること。

### (2) ②駐輪場台数の予測の結果と算出根拠

指針：「参考までに、自転車を利用する来客の割合が高いと考えられる商業地区における食品スーパー及び総合スーパーにおける現状の整備台数から試算すると、例えば、店舗面積3,000㎡以下の店舗では、平均で店舗面積約35㎡当たり1台となっている。」

# 11 記載例：様式第1 別添

## (3) 荷さばき施設の計画

### ① 荷さばきに必要な作業スペース、安全性の確保

施設 No	想定車両	作業スペース	対 応
荷さばき施設①	2~4t車・5台	幅：8.0m 奥行：15.0m 高さ：3.0m	営業時間中に搬入する場合は施設付近に交通誘導員を配置し安全誘導を図る。

### ② 搬出入車両の出入口の数

専用出入口	搬出入車両の出入口の数	対 応
無	1箇所	従業員には安全運転に努めるよう周知徹底する。

## (4) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物は分別整理して保管し、段ボール、空き缶、空き瓶、発砲スチロール等はリサイクル業者に引き渡す。

## (5) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

項 目	対 応
歩行者の通行の利便の確保のための対策	オープン時や繁忙時には駐車場出入口に交通誘導員を配置し、歩行者の安全確保に努める。

## (6) 防犯・防災対策への協力

青少年の溜まり場とならないよう従業員等によって適宜巡回を行う。

## (7) 街並みづくり等への配慮に関する事項

### ① 街並みづくり計画の有無とその内容

無

### ② 街並みづくり等への配慮事項

施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める。

### ③ 敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化方法	根 拠
10,000㎡	2,000㎡	植栽 グラスパーキング	兵庫県環境の保全と創造に関する条例

## ④ 景観への配慮

〇〇市景観条例、〇〇市屋外広告物条例の基準に配慮した外観とする。

## ⑤ 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

項 目	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	駐車場内	看板
照明灯の方向	駐車場内への照射	看板面への照射
照明の強さ	必要最小限	必要最小限
点灯時間	日没後点灯し、営業終了後消灯する。	日没後点灯し、営業終了後消灯する。
光害対策	照明の配置、方向、光源の種類に十分配慮する。	照明の配置、方向、光源の種類に十分配慮する。

## ⑥ 市町等の公的計画への協力

要請があれば協力を検討する。

## 別添12 (3) ①荷さばきに必要な作業スペース、安全性の確保

- ・「対応」には安全・円滑な駐車及び出入りのために行うことを記載すること。

## (6) 防犯・防災対策への協力

- ・青少年の非行防止対策等を記載すること。

## (7) ④景観への配慮

- ・可能であれば建物完成予想図等を添付すること。

## (2) 様式第2

様式第2（第6条関係）

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和 〇年 4月 1日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名

株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇

住所

〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-2-3

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：(仮称) 〇〇〇〇〇〇店  
所在地：〇〇市〇〇1-2
- 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名  
(変更前) 別添のとおり  
(変更後) 別添のとおり
- 変更の年月日 令和〇年〇月〇日ほか
- 変更する理由 退店・新規入店及び代表者変更のため

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 ※印の項は記載しないこと。

別 添

小売業者一覧表（変更前）

No	氏名又は名称	法人の場合 代表者氏名	住 所	変更の理由
1	株式会社〇〇	〇〇 〇〇	〇〇県〇〇市〇〇1-2	-
2	△△株式会社	△△ △△	△△府△△市△△3-4	令和〇年〇月〇日退店
3	□□ □□	-	□□県□□市567	-

小売業者一覧表（変更後）

No	氏名又は名称	法人の場合 代表者氏名	住 所	変更の理由
1	株式会社〇〇	●● ●●	〇〇県〇〇市〇〇1-2	令和〇年〇月〇日 代表者変更
2	▲▲株式会社	▲▲ ▲▲	▲▲県▲▲市▲▲8-9	令和〇年〇月〇日入店
3	□□ □□	-	□□県□□市567	-

## 3 変更の年月日

- 変更項目（変更日）が複数ある場合は、最も直近の変更日を記載し、他の変更日は「ほか」と表現すること。

## 小売業者一覧表

- 変更項目が複数ある場合、それぞれの変更理由・変更日が分かるように記載すること。

## (3) 様式第3

様式第3（第7条関係）

※受理年月日	令和 年 月 日
※受理番号	
※備考	

変更届出書

令和 〇年 4月 1日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇  
住所  
〇〇県〇〇市〇〇〇〇1-2-3

大規模小売店舗立地法第6条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：(仮称) 〇〇〇〇〇〇店  
所在地：〇〇市〇〇1-2
- 変更しようとする事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
  
(変更前)  

開店時刻	閉店時刻
午前10時00分	午後9時30分

  
(変更後)  

開店時刻	閉店時刻
午前8時30分	午後11時00分
- 変更する年月日  
令和〇年〇月〇日
- 変更する理由  
営業時間を変更するため

別添1 騒音問題に対応するための対応策

① 一般的騒音対策の概要

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有	1.8 m	5mm	アルミポリエチレン 複合版	別添〇〇図参照

項目	具体的な騒音対策の概要
駐車場の夜間閉鎖	夜間は駐車場の一部をカラーコーンにて閉鎖する

② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	十分なスペースを確保し、作業時間の短縮に努める
荷さばき作業の騒音対策	作業人員にはアイドリリング禁止を徹底する。

③ BGM等の営業宣伝活動の予定

実施時間帯	拡声器の数	具体的な騒音対策の内容
-	-	設置なし

(以下省略)

### 別添

- ・ 既届出内容から変更する部分について記載すること。

# 11 記載例：様式第4・様式第7

## (4) 様式第4

様式第4 (第9条関係)	※受理年月日 令和 年 月 日
	※受理番号
	※備考

大規模小売店舗廃止届出書

令和 ○年 ○月 ○日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○  
住所  
○○県○○市○○○○1-2-3

大規模小売店舗立地法第6条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：(仮称) ○○○○○○店  
所在地：○○市○○1-2
- 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
3,200 m<sup>2</sup>
- 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0 m<sup>2</sup>
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1000平方メートル(法第3条第2項の規定により都道府県が他の基準面積を定めている区域にあつては、当該他の基準面積)以下となる日  
令和○年○月○日
- 変更する理由  
店舗閉店のため

## (5) 様式第7

様式第7 (第19条関係)	※受理年月日 令和 年 月 日
	※受理番号
	※備考

承継届出書

令和 ○年 ○月 ○日

兵庫県知事 様

氏名又は名称及び法人にあつてはその代表者の氏名  
株式会社○○ 代表取締役 ○○ ○○  
住所  
○○県○○市○○○○1-2-3

大規模小売店舗立地法第11条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称：(仮称) ○○○○○○店  
所在地：○○市○○1-2
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割があつた年月日  
令和○年○月○日
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割前に届出をした者の氏名又は名称及び住所  
株式会社□□ 代表取締役 □□ □□  
□□府□□市□□345
- 大規模小売店舗の譲渡、相続、合併又は分割の理由  
譲渡
- 大規模小売店舗内の譲渡、相続、合併又は分割に係る店舗面積  
1,500 m<sup>2</sup>

## (6) 配布資料

作成例 (説明会配付資料)  
大規模小売店舗計画説明書(新設・変更)

設置者の概要	氏名又は名称							
	住所又は所在地							
	電話・FAX等							
	連絡先							
店舗施設の概要	名称							
	所在地							
	敷地面積	㎡	建築面積	㎡	延床面積	㎡		
	店舗面積の合計	㎡	各階の店舗面積					
	開店時刻				閉店時刻			
	主な小売業者				他のテナント数			
	主な販売品の種類				付帯施設の状況			
	着工予定日	年 月 日	竣工予定日	年 月 日	開店予定日	年 月 日		
駐車場	種類及び箇所数				収容台数			
	台数の算出根拠							
	利用可能時間帯				出入口の数			
	駐輪場の収容台数							
荷捌き	施設面積	㎡	利用可能時間帯					
	平均的な車両台数							
騒音	遮音壁の有無				午後10時～午前6時における騒音発生の可能性の有無			
	冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機の有無と稼働時間帯							
	主な騒音対策							
廃棄物等	廃棄物等の種類	紙製 廃棄物等	金属製 廃棄物	ガラス製 廃棄物	プラスチ ック製 廃棄物	生ごみ等	その他 可燃性 廃棄物	合計
	指針による容量	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	排出容量予測値	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	保管施設の容量	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	㎡
	廃棄物等の運搬・処理予定業者 減量化・リサイクル推進計画の有無							
街並みづくり等への配慮事項(街並みづくり、緑化計画、屋外照明・広告塔照明等の計画等)								

※変更事項については、変更前・後の内容を2段書きすること。  
※添付書類：建物の配置図、各階の平面図、周辺の見取り図等(縮小版も可)

## (7) 開催報告書

様式例 (説明会開催報告)  
第 回 説明会開催報告書

項目	内容
店舗の名称	
開催日等の周知方法・期間	
開催日時	
開催場所 (会場名及びその所在地)	
説明者	
出席者 ①設置者 (氏名、役職名等) ②住民、事業者等 (出席総人数) (団体の出席の場合にあつては、その団体名及び人数)	住民の方の出席者名簿は必要ありません。
説明会の概要	
住民等の意見 (事項及びその内容)	
設置者等の対応 (対応内容)	
特記事項	

注1) 開催回ごとに作成ください。  
注2) 説明会において配付した資料を添付ください。  
注3) 住民の方の出席者名簿は必要ありません。